

緊急時危機管理マニュアル

本マニュアルは非常災害対策計画、業務継続計画（BCP）、
保育の安全・配慮チェックを兼ねている。

目次

1.	基本的事項	3
2.	災害に関する情報の入手方法	4
3.	災害時の連絡先、及び通信手段の確認について	6
4.	共通する事前対策	8
5.	災害ごとにおける事前対策、及び発生時の対策	13
(1)	地震	13
(2)	火災	17
(3)	台風等の風水害.....	19
(4)	落雷について、他	20
(5)	感染症	21
(6)	不審者	22
(7)	散歩・園外活動時（バス乗車時を含む）	27
(8)	Jアラートについて	30
(9)	熱中症、降雪時など.....	31
6.	応急処置	32
7.	事故発生時の対応（フローチャート）	36
8.	被害報告	39
9.	保育の安全・配慮チェック	40
(1)	保育室の環境	40
(2)	主に3歳未満児の保育.....	41
(3)	主に3歳以上児の保育.....	42
(4)	お迎え、降園時の配慮	43
(5)	登園時の配慮	43
(6)	調乳、授乳、離乳食、給食の配慮.....	44
(7)	沐浴、おむつ交換、睡眠時の配慮	44
(8)	雨の日（天候が悪い場合）の配慮.....	45
(9)	水遊び（プールを使った場合）の配慮.....	45
10.	児童虐待への対応	46
11.	乳幼児突然死症候群（SIDS）について	47
12.	雑則	49

1. 基本的事項

(1) 策定の目的

非常災害対策計画は、災害発生時における職員の役割分担や基本行動等について、予め定めておくものである。実際に災害が発生した場合に必要な対応が迅速かつ円滑にとれるよう、本マニュアルの内容を職員一人一人が理解しなければならない。

BCPとは Business Continuity Planning の略称で、業務継続計画と訳される。当法人は、子どもの生命及び心身の安全等を支えるために必要不可欠な法人となっており、非常においても継続的なサービス提供が求められる。業務が継続できない場合、子どもの生命・安全が脅かされる可能性もあるため、業務を継続することが非常に重要となる。そのために、法人職員、法人が運営する施設を利用する子ども、保護者の災害対策や感染症対策に目配りし、職員や保護者とともに子どもの安全を確保し、業務を継続する体制を整えることが重要である。

(2) 位置づけ

非常災害対策計画は、災害時に実際に機能することが重要である。毎月実施する避難訓練の結果や他地域での災害時の状況を踏まえ、常に点検や見直しを行い、最新ものとする。

BCP は、既に策定している消防計画、避難訓練計画、本マニュアルも兼務している非常災害対策計画に必要な業務について、ライフライン等が制限されている状況や職員数が足りない状況などであっても、子どもの生命・安全の確保を継続するために、事前に必要な準備を行うために策定する。

(3) 目 標

- ・ **利用する子どもの安全の確保、及び保護者の安全の確保**
- ・ **子どもの保育・養護を実施する職員の安全の確保**
- ・ **施設・法人機能の維持**
- ・ **業務の早期復旧・再開**

(4) 主管部門

非常災害対策計画、及び BCP の策定・実施・検証・見直しは園長が主導で行い、園長の責任の下、必要に応じて各職員へその業務を分担する。

(5) 社会福祉法人八越会（ちどり保育園、子育てひろば・ちどり）の立地条件

- ・ 住所 : 千葉市花見川区検見川町 3-331-4
- ・ 電話番号 : 043-271-7828
- ・ 最寄り駅 : JR 総武線 新検見川駅より徒歩 10 分

(6) 災害時保育の実施について

通園可能な児童については、災害時保育計画に基づき、保育を実施する。また、罹災により通園できない児童については、地域ごとに実情を把握するよう努める。

地域防災計画上、保育園の役割は「児童の安全確保」と「保育の早期再開」に特化されているため、避難場所・避難所には指定されていない。したがって、基本的には保育園で避難者の受け入れ等の役割・業務は発生しない。なお、例外として、災害対策本部より炊き出しの協力要請があった場合は、可能な限り対応する。

2. 災害に関する情報の入手方法

(1) 市町村から発令される情報の入手方法

千葉市から防災行政無線放送のうち、緊急性の高い以下の情報は、千葉市から提供された千葉市防災ラジオを通じて入手する。なお、ラジオは事務室内職員ロッカー脇に設置している。また、千葉市安全・安心メールの受信は事務室のPC及び園の携帯電話などで受信することが出来、事務室内のパソコンで行うことが出来る。

- ・ **気象特別警報（大雨、暴風等）**
- ・ **津波注意報、津波警報、大津波警報**
- ・ **避難指示等**
- ・ **Jアラート情報（試験放送を含む）**
- ・ **その他の緊急情報**

(2) 災害に関する情報の入手方法

- ・ **緊急地震速報の受信**

事務室のPCの電源が入っている場合、予想震度3以上、もしくはマグニチュード5.0以上の揺れが当園で発生すると予想された場合はSingal Now X（右図）が起動し、震源地や最大震度、揺れるまでどれぐらいの時間がかかるかなどを示してくれる。

- ・ **防災行政無線の確認**

千葉市域に震度5弱以上の揺れが推定される場合に、報知音（チャイム）及びメッセージが放送される。

- ・ **テレビ・ラジオ等の速報の確認**

必要に応じて、各保育室に設置してあるテレビから最新の情報を入手する。停電時はテレビを見ることが出来ないため、発電機付きのラジオから情報を入手する。

(3) 防災気象情報発表・避難情報発令時等における対応について

千葉市全域、または花見川区域内に気象庁等から「特別警報」等の防災気象情報が発表された場合、または千葉市から「警戒レベル3（高齢者等避難開始）」以上の避難情報が発令された場合、ちどり保育園では児童の安全と保護者の安心を第一に考え、次のような措置を行う。

- ・ **開園時間前後に台風や豪雨が予想される場合の対応**

- ① 午前6時の段階で気象庁等からの「特別警報」等、もしくは千葉市からの「警戒レベル3以上」が発令された場合、または首都圏JRが全線計画運休を実施、もしくは朝の通勤時間帯に開始予定など交通麻痺が生じる場合は、臨時休園とする。
- ② 行事については、前日の17時まで天気予報等の情報を的確に把握し、中止等の判断をする。

- ・ **その他の気象状況への対応**

- ① 花見川区域内のいずれかに大雨警報、洪水警報、もしくは暴風警報が発表された場合、または警戒レベル2以下が発令された場合は、原則として開園するが、天候の状況に応じて保護者へ家庭保育の協力を促す。
- ② 登園後に「警報」が発令された場合、保護者へ早めのお迎えの連絡などを行い、保護者へ協力を仰ぐ。
- ③ 各家庭に対しては電話やSNSなどにより連絡する。

- ・ **臨時休園決定後の特別警報や警戒レベル3以上の発令解除に対する対応**

- ① 原則として、その日は休園とする。

令和3年5月20日から

警戒レベル

4

ひなんしじ 避難指示で必ず避難

ひなんかんこく 避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫 緊急安全確保 ※1	これまでの避難情報等 災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~		
4	 災害の おそれ高い <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり <b>高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 気象状況悪化 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ 早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！**

避難勧告は廃止されます。  
これからは、  
**警戒レベル4避難指示で**  
危険な場所から全員避難  
しましょう。

避難に時間のかかる  
高齢者や障害のある人は、  
**警戒レベル3高齢者等避難で**  
危険な場所から避難  
しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁

### 3. 災害時の連絡先、及び通信手段の確認について

#### (1) NTT 災害用伝言ダイヤルの活用

大規模災害の発生により、電話・携帯電話などが不通となった場合は NTT 災害用伝言ダイヤルを活用する

##### ・ 伝言の録音方法

- ① “171”へかけると、以下のガイダンスが流れる。  
「**こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。**録音される方は1（いち）、再生される方は2（に）、暗証番号を利用する録音は3（さん）、暗証番号を利用する再生は4（よん）をダイヤルして下さい。」
- ② “1”をプッシュすると、以下のガイダンスが流れる。  
「被災地の方はご自宅の電話番号、または連絡を取りたい被災地の方の電話番号を、市外局番からダイヤルして下さい。被災地以外の方は連絡を取りたい被災地の方の電話番号を、市外局番からダイヤルして下さい。」
- ③ 保育園の電話番号である「**043-271-7828**」をプッシュして登録する。
- ④ “1”をプッシュすると、以下のガイダンスが流れる。  
「伝言をお預かりします。ピッという音のあとに30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら数字の9（きゅう）を押して下さい。」
- ⑤ 「**ちどり保育園です。現在園児、職員共に全員無事です。園内に待機しています。**」など、「**どこに避難しているか？**」「**負傷者はいるのか？**」といった最低限の情報を端的に、正確に録音する。
- ⑥ “9”をプッシュすると、以下のガイダンスが流れる。  
「伝言を繰り返します。訂正されるときは、数字の8（はち）を押して下さい。」
- ⑦ “8”をプッシュすると録音し直せる。プッシュしなければ録音部が再生されて終了となる。

##### ・ 伝言の再生方法

- ① “171”へかけると、以下のガイダンスが流れる。  
「**こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。**録音される方は1（いち）、再生される方は2（に）、暗証番号を利用する録音は3（さん）、暗証番号を利用する再生は4（よん）をダイヤルして下さい。」
- ② “2”をプッシュすると、以下のガイダンスが流れる。  
「被災地の方はご自宅の電話番号、または連絡を取りたい被災地の方の電話番号を、市外局番からダイヤルして下さい。被災地以外の方は連絡を取りたい被災地の方の電話番号を、市外局番からダイヤルして下さい。」
- ③ 保育園の電話番号である「**043-271-7828**」をプッシュすると、以下のガイダンスが流れる。  
「電話番号043-271-7828の伝言をお伝えます。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の1（いち）を押して下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直し下さい。ピッ」
- ④ “1”をプッシュすると、以下のガイダンスが流れた後に、録音されたメッセージが再生されます。  
「新しい伝言からお伝えます。伝言を繰り返すときは数字の8（はち）を、次の伝言に移るときは数字の9（きゅう）を押して下さい。」  
「**ちどり保育園です。現在園児、職員共に全員無事です。園内に待機しています。**」  
※ 録音可能件数最大10件。最大数を超えると一番古いのから順次削除される。

(2) 自治体・関係機関等の連絡先

区分	機関名	電話番号	住所	
行政機関	消防		千葉市花見川区頼橋町 107-2	
	警察			
	千葉市		043-245-5726	千葉市中央区千葉港 1 番 1 号
			043-245-5629	
		043-275-6421	千葉市花見川区瑞穂 1-1	
		043-275-6295	千葉市美浜区高浜 3-2-3	
教育機関	小学校			
	中学校			
ライフライン	電気			
	ガス			
	水道			
	電話			
協力機関	嘱託内科医			
	嘱託歯科医			
	外科医			
	第三者委員			
	顧問弁護士			
取引先	給食			
	設備			
	警備・防災			

(3) 職員間の通信体制の整備

別紙 1 として職員連絡網を整備するとともに kintone を活用した情報連携体制を整備している。

(4) 園児保護者との連絡体制の確立

入園のしおり（重要事項確認書）内に地域防災拠点、広域避難場所、緊急時における対応、非常災害時における対応を記し、保護者へ周知する。

ちどり保育園公式 SNS である X（旧 Twitter）、Facebook、Instagram、及び公式ホームページで安否状況を発信する。また、緊急時メール配信システムを活用し、様々な緊急事態が発生した際は、速やかに保護者へメールを配信する。

#### 4. 共通する事前対策

##### (1) 安全計画の策定

園児、職員の安全の確保を図るため、施設及び設備の安全点検、園児等に対する通園を含めた保育園生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他保育園における安全に関する事項について計画し、これを実施しなければならない。なお、ちどり保育園安全計画は別紙2として策定する。

##### (2) 地域・関係機関との連携

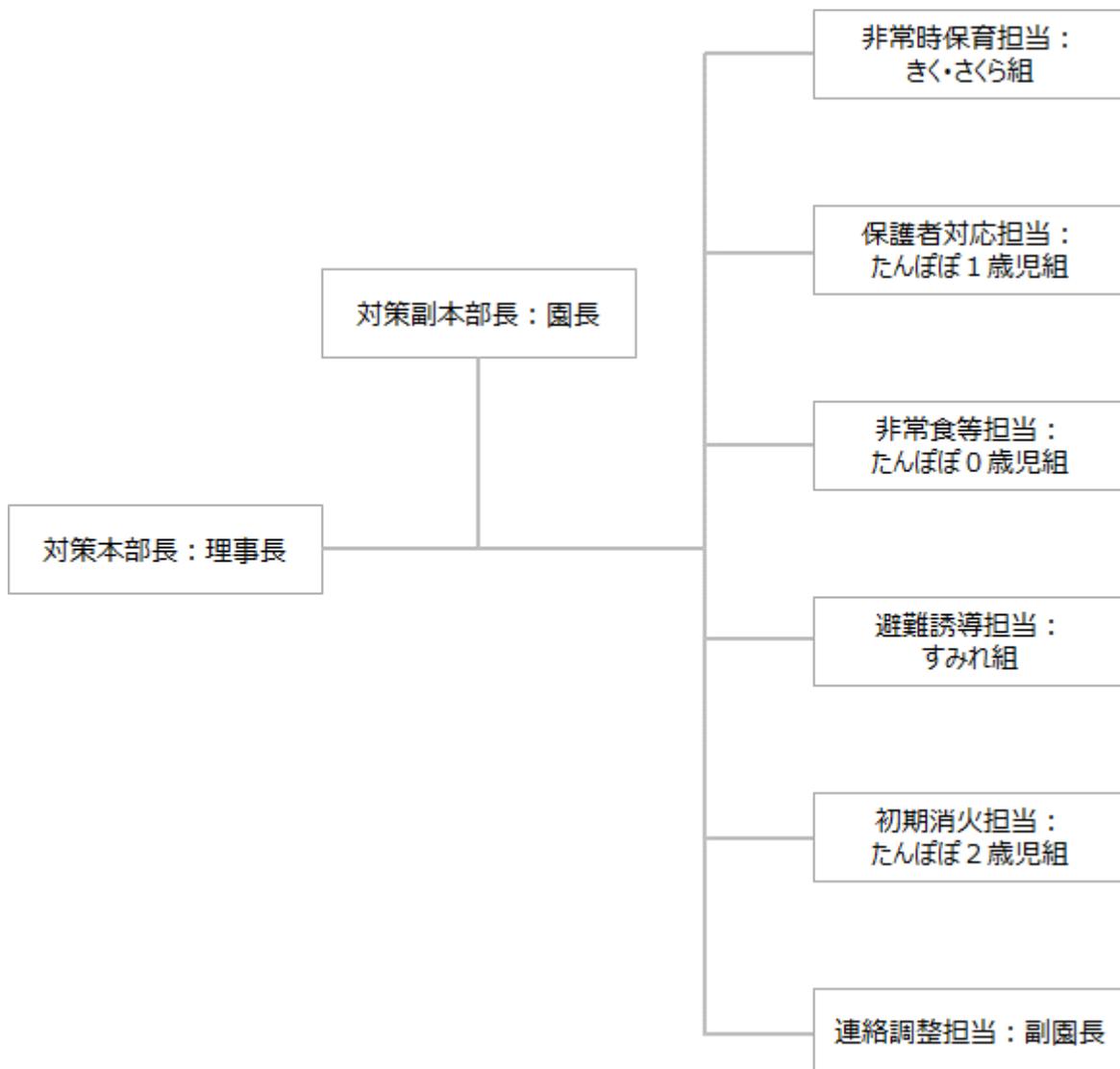
災害発生時は併設されている地域子育て支援センター「子育てひろば・ちどり」へ来園している保護者、お子様等の安全確認も行う。場合によっては、当園に備蓄されている非常食等の提供も行う。

地域の一員として、地域住民と協同して対応を行う。

ボランティア等の派遣、受け入れ等は、職員配置基準及び保育を実施するにあたって、余裕がある場合に限り対応する。また、非常食、救助品等の配分、供給について、保育園に在籍する園児、職員、及びその保護者の分を確保したうえで、余裕があった場合に限り供給などを努める。

##### (3) 防災組織の体制構築

###### ・ 組織図及び役割分担



組織	役割	担当者	代行者
対策本部長	全体を統括する	理事長	園長
対策副本部長	事業全般に関する指揮 関係機関への協力依頼 施設・設備の状況・被災状況確認 感染症・被災状況等の情報収集	園長	副園長
連絡調整担当	各施設や関係機関との連絡調整 職員の安否確認・健康状態の確認 職員の参集・確保状況の確認	副園長	主任保育士
初期消火担当	初期消火の実施 AED 等救助品の準備	たんぼぽ2歳児組リーダー	たんぼぽ2歳児保育士
避難誘導担当	災害の程度によって避難場所の確認 避難誘導時の安全確認	すみれ組リーダー	すみれ組保育士
非常食等担当	非常食・非常用トイレの準備 食物アレルギーへの対応	たんぼぽ0歳児組リーダー	たんぼぽ0歳児保育士
保護者対応担当	園児の引き渡し時の保護者確認 引き渡し時の状況説明	たんぼぽ1歳児組リーダー	たんぼぽ1歳児保育士
非常時保育担当	園児の安全確保 パニックを起こさないよう保育を行う	きく・さくら組リーダー	きく・さくら組保育士

- ※ 担当者及び代行者を定めているが、組織全体で対応することが重要であるため、役割などに囚われすぎず柔軟に対応できるよう心がける。
- ※ 担当者及び代行者が不在、もしくは被災したことによる負傷などにより、役割を担うことが困難になることも考えられるため、指揮・命令系統にそって柔軟かつ迅速に対応できるよう心がける。

・ **指揮・命令系統**

保育中に危機的状況が発生してしまった場合は、次の各号の順位に基づき指揮命令を受けること。なお、指揮権者が不在、または指揮を司ることが出来ない場合は次位者が指揮権者となること。

- ① 理事長
- ② 園長
- ③ 副園長
- ④ 主任保育士
- ⑤ 主任補佐
- ⑥ 指導保育士
- ⑦ 各リーダー保育士

散歩時など指揮権者が明確ではない時は、勤務年数が長い職員が指揮権者となり、出来る限り早急に園へ連絡し、上位の指揮権者へ指示を仰ぐこと。

(4) 職員・人員の確保

非常時であっても参集できる保育士数で保育を実施しなければならない場合がある。そのため、別紙3として各職員の参集条件をまとめ、非常時の保育を行う場合は、参集できる保育士数から受け入れられる園児数を把握し、無理のない体制で別紙3にまとめた優先業務を参考に、保育を実施する。

## (5) 登降園管理

登園する際の園児管理としては、各クラスに設置してある登降園表を活用する。

園児の保護者は朝登園した際、必ず登園した時刻、及びその日降園する予定の時刻を記入する。予め欠席が分かっている場合は欠席連絡アプリを活用し、事前に園へ欠席連絡を保護者が行う。また、園児は朝 9 時 30 分までに登園してもらい、時間に間に合わない場合などは電話などで必ず連絡してもらうようにする。なお、園に連絡もなく無断で登園しないことが続く場合は、園長の判断によりクラス担任保育士より健康確認、所在把握を行う。

保育士は 30 分ごとに登園している園児名、園児数を確認し、名簿へチェック、記入する。降園時も同様に 30 分ごと保育している園児名、園児数を確認し、名簿へチェック、記入する。なお、延長保育を利用する園児はタイムカードで降園時間を記録する。

日中の保育では、場面（園庭遊び時の移動前後や異なる保育室への移動時など）ごとに園児数を確認し、登園した時の人数と相違が無いか確認する。

## (6) 園児の引き渡し

## ① 災害時の特例

児童の引き渡しは、保護者、もしくは保護者から連絡のあった場合、代理者に行うのが原則であるが、災害時には帰宅困難・通信不能により、連絡が不可能な事態が想定されることから、保護者が事前に代理者を登録している場合は、その代理者に限り、連絡なしに引き渡すことができるものとする（災害時かつ通信不能時の特例）

## ② 代理者の事前登録

保護者が上記代理者の登録を希望する場合は、緊急時お迎え連絡カードに必要事項を記入し、提出させる。当該カードへの記入は、あくまでも保護者の希望によるものであり強制ではないこと。また、災害時に児童の引き取りが遅れていても、園にいる間は責任をもって保育を行う。

## ③ 代理者への引き渡し

災害時に当該代理者が児童の引き取りに来た場合は、生年月日を申告させることにより本人確認を行うこと。

本人確認ができない場合は、児童の引き渡しを拒否すること。

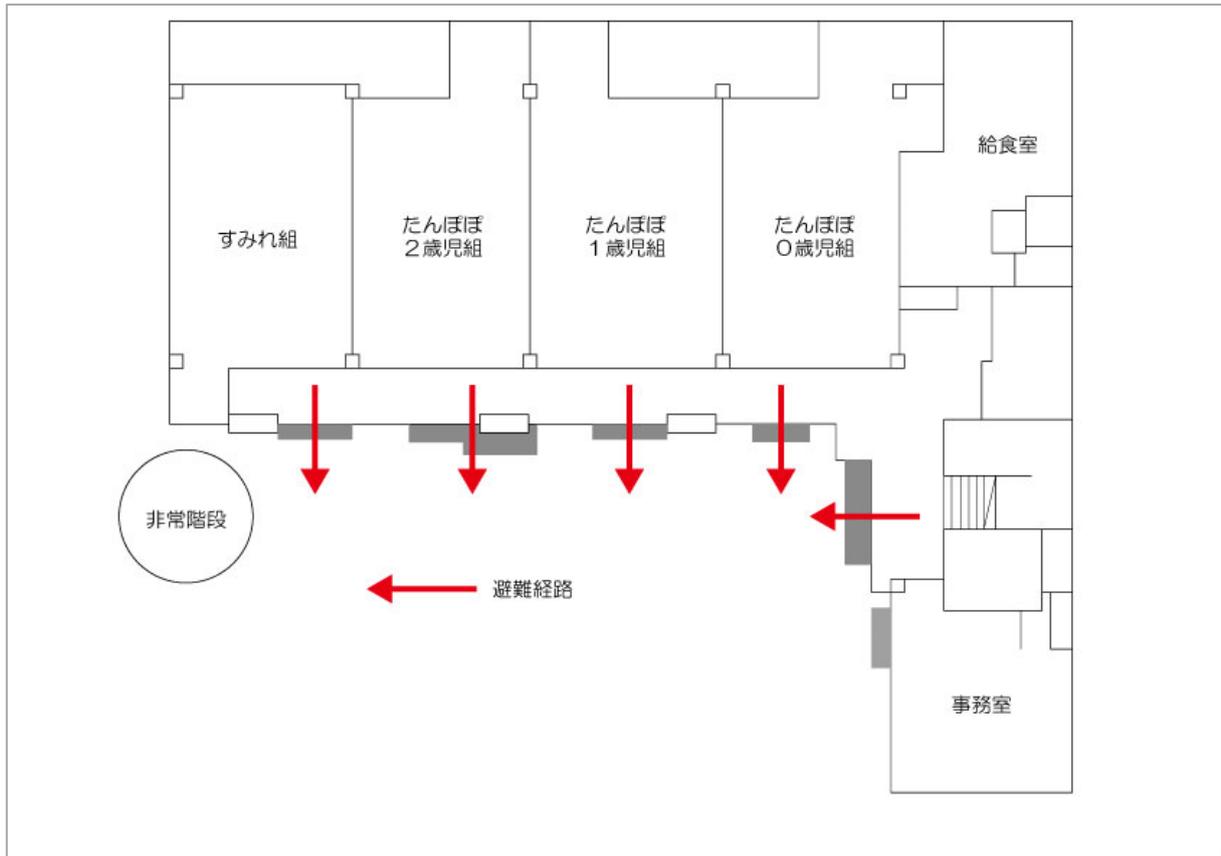
代理者へ引き渡した場合は、登降園表などへ代理者のサインをしてもらい、降園したことが確認できるようにする。

## (7) 食料及び防災資機材等の備蓄

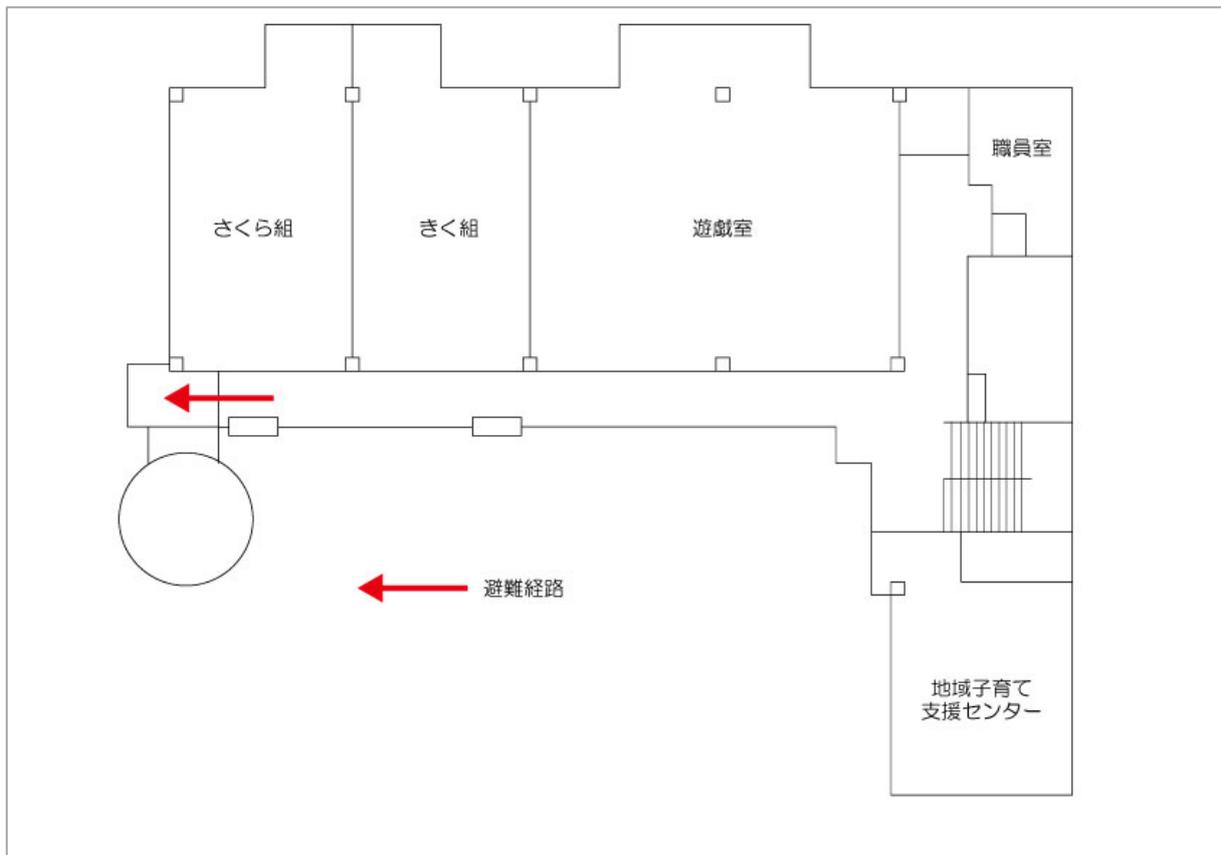
非常食は給食室前、階段下倉庫、及び書庫内にそれぞれ保管しておく。その他、携帯ラジオやランタン、発電機など、非常食等は備蓄品リストとしてまとめる。なお、非常食については、賞味期限が近くなったものから順に園児や職員が実際に食し、新たな非常食を補充するローリングストックを実践する。

## (8) 避難経路

施設内における避難は、次ページの図に示されている←に基づいて避難する。ただし、火元や地震などによる建物の倒壊などが発生した場合は、必ずしも避難経路のとおり避難できるとは限らないので、各職員は避難経路の安全を確認したうえで避難する。



1階避難経路



2階避難経路

(9) 避難方法

① 園庭への避難（第1避難場所）

- ・ 園庭に避難した際は、児童と職員の安全確認を行う。ただし、園庭に窓ガラスの破片をはじめとした破片物がないことや火元などが近くないことを確認する。また、出来る限り建物から離れた場所で待機する。
- ・ 余震が続いたり、火災が発生したりして建物内に待機することが危険な場合は、園庭へ避難する。

② 避難場所への避難（第2避難場所）

- ・ 周囲の状況により園庭では安全が確保できないと判断した場合や、市から避難勧告があった場合は、予め定めた避難場所へ避難する。
- ・ 避難する前にできる限り、ガスの元栓をしめ、電気のパレーカーを落とすこと。
- ・ 緊急連絡カードなど必要書類、予め準備してある非常持ち出し袋等を携行すること。
- ・ 避難先を保育園の見やすい場所へ掲示するとともに、N T T 災害用伝言ダイヤルに録音すること。

第2避難場所	住所
検見川小学校	検見川町3-322-23

③ 広域避難場所への避難

- ・ 広域延焼火災が発生し、避難場所では安全が確保できないと判断した場合や、市から避難勧告・指示があった場合は、予め定めた広域避難場所へ避難する。
- ・ 避難先を保育園の見やすい場所へ掲示するとともに、N T T 災害用伝言ダイヤルに録音すること。

広域避難場所	住所
東大検見川総合運動場	朝日ヶ丘町

④ 避難所への避難

- ・ 保護者が帰宅困難等により、児童を翌日以降まで保育する必要があるが、保育園が倒壊、もしくは大きな被害を被った場合は、あらかじめ定めた避難所へ避難する。
- ・ 避難先を保育園の見やすい場所へ掲示するとともに、N T T 災害用伝言ダイヤルに録音すること。

※ 近隣の指定緊急避難場所・指定避難所一覧

名称	住所	海拔 (m)	指定緊急避難場所									指定避難所	収容人数		
			× : 避難不可 ○ : 避難可 (○) : 避難可 (広域避難場所の一部) - : 当該災害による避難を想定していない										避難場所	指定緊急避難所	
			洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象					
検見川小学校	検見川町3-322-23	13.1	○	○	○	○	○	○	○	×	○	-	○	4,140	1,280
畑小学校	畑町1385-1	20.5	○	○	○	○	○	○	○	×	○	-	○	3,880	980
花園小学校	花園4-1-2	22.5	○	○	○	○	○	○	○	×	○	-	○	3,900	1,180
花園中学校	花園4-1-1	21.9	○	○	○	○	○	○	○	×	○	-	○	5,930	2,140
検見川公民館	検見川町3-322-25	10.3	○	○	○	○	○	○	○	×	○	-	○	230	230
花園公民館	花園3-12-8	20.8	○	○	○	○	○	○	○	×	○	-	○	480	480
東大グラウンド	朝日ヶ丘町他	17.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	×	-	-

## 5. 災害ごとにおける事前対策、及び発生時の対策

### (1) 地震

#### ・ 想定されるリスク

##### ① 土砂崩れのリスク

下図の通り、当園の南側（三峰神社側）は土砂崩れのリスクが高いことが国土交通省のハザードマップによって明らかである。そのため、地震発生時には崩落リスクの高い場所へは近づかないようにすること。また、避難訓練時も近隣小学校等へ避難する際を想定して、崩落リスクの高いところへは近づかないように避難経路を策定する。

##### ② 液状化のリスク

当園周辺は液状化のリスクは高くないものの、隣接する真砂地区は液状化のリスクが高い。そのため、近隣施設へ避難する際などは液状化リスクの高い地域は避けるようにする。

##### ③ 建物倒壊のリスク

東日本大震災が発生した際、2階遊戯室やきく・さくら組の天井部分において、揺れが重なってしまう部分（部屋の四隅）の一部が崩落したため、地震発生時は出来る限り天井の崩落に巻き込まれないため、園児を保育室中央に集めるよう各クラス担任は心がける。

当園舎は耐震構造のため、倒壊のリスクは極めて低いと考えられるが、100%倒壊しないとも断言できないため、地震発生時は園長、副園長の指示、判断を基に避難するよう心がける。

##### ④ ライフラインへのリスク

その他の自然災害と比較してライフラインへの被害が大きい傾向である。そのため、ライフラインが復旧するまで用意した非常食などで業務を継続する必要がある。地震の規模によっては、一時的に業務を停止することも考えられる。楽観的な想定ではなく、過酷事象で想定し、有効な対策を検討する必要がある。



保育園周辺のハザードマップ（国土交通省ハザードマップポータルサイトより）

- ・ **事前の対策**

揺れによる落下、横転を防ぐため、棚の上などには極力重いものなどを設置しないようにする。ただし、運営上、乗せなければならない場合は耐震マットなどを敷き、落下、横転を防ぐ。また、備え付けではない棚やラックなどは壁にフックなどをつけて紐で倒れないようにしたり、耐震マットをつけて横転したりしないようにする。

- ・ **地震発生直後の対応**

- ① 建物内の場合

- ・ 机の下にもぐるか、または落下物のない場所に集合させ、姿勢を低くするよう指示する。
- ・ カバン、帽子、布団等、身近にあるもので、落下物から頭部を保護する。
- ・ 速やかに戸やサッシを開けて、避難口を確保する。
- ・ ガスの元栓等をしめる。
- ・ 揺れが収まったら、園庭に避難し、児童と職員の安全確認を行う。

- ② 園庭の場合

- ・ 塀、建物から遠ざけ、中央の安全な場所に座り、揺れが収まるまで待つ。
- ・ 地面の陥没、頭上の落下物に注意する。
- ・ 揺れが収まったら、児童と職員の安全確認を行う。

- ③ 散歩中等敷地外の場合

- ・ 塀、建物から遠ざけ、出来るだけ安全な場所に座り、揺れが収まるまで待つ。
- ・ 道路の陥没、頭上の落下物に注意するとともに、切れた電線には絶対に触らないよう注意する。
- ・ 揺れが収まったら、児童と職員の安全確認を行う。
- ・ 自力で可能であれば、安全を確認しつつ、保育園へ戻る。
- ・ 応援が必要な場合は、携帯電話や公衆電話等で保育園へ要請する（通信不能の場合は、職員1名が保育園へ直接知らせる）。

- ④ けが人が出た場合

- ・ 応急手当を行い、安全な場所へ移動する。
- ・ けがの程度によって、119番へ通報、もしくは近隣の病院へ搬送する。
- ・ 大規模震災の場合、救急隊の対応不能が想定されるため、けがの程度によって職員が自力で搬送できる病院を予め把握しておく。

- ⑤ 緊急地震速報が放送された場合

- ・ スマートフォン、アプリケーション、携帯電話などで緊急地震速報を受信した場合、すぐに上記の防御体制をとること。

・ **津波警報が発表された場合の対応**

① 津波警報の種類と対応

気象庁は地震発生後3分後を目安に、津波予報区ごとに津波警報、津波注意報を発表する。



津波予報区（全国の沿岸を66に区分したもの。千葉市は「東京湾内湾」に該当する。）

・ **東京湾内湾に警報が発表された場合には、警報の種類、及び状況に応じ、下記の対応をとる。**

種類	内容	対応
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	美浜区内に散歩などで出かけていた際は、避難施設へ速やかに避難する。
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	海浜部（防潮堤の外側）、河川沿岸には絶対に近づかない。 海浜部、河川沿岸にいる場合は、速やかに離れる。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	

※ 海浜部（防潮堤の外側）の具体例

幕張海浜公園、稲毛海浜公園、新港地区全域、千葉ポートパーク周辺、フェスティバルウォーク蘇我

なお、津波警報もしくは津波注意報の段階でも、市から避難勧告・指示が発令された場合には、大津波警報の場合と同様の対応をとる。

② 避難施設への避難

- ・ 美浜区内へ散歩などをする際は、必ず近隣に10m以上の建物（小中学校などが望ましい）があることを確認したうえで出かける。また、近隣に保育園等がある場合は、津波等における避難施設を予め指定しているため、理由を説明し、可能であれば一緒に避難施設へ避難する。
- ・ 避難施設へ避難した際はN T T災害用伝言ダイヤルに録音すること。

【参考】

○ 防潮堤について



2012年10月15日 ちば市政だより第4面より

○ 東京湾で発生した過去の津波の事例

発生年	地震名	規模	死者・不明者	東京湾の津波の高さ
1703年	元禄地震	M8.2	2,300人以上	浦安・船橋2m、両国1.5m、横浜3~4m
1854年	安政東海地震	M8.3	2~3,000人	浦安1m、船堀1.5m、横浜1.5m
1923年	関東大震災	M7.9	105,000人	木更津1.8m、浦安0.6m、深川0.8m、横浜1m
2011年	東日本大震災	M9.0	約20,000人	木更津2.9m、千葉1.9m、船橋2.4m

○ 今後発生する可能性がある地震 (中央防災会議の被害想定)

地震名	30年以内発生確率	規模	死者 (想定)	東京湾の津波の高さ (想定)
東海地震	87%	M8	7,900~9,200人	0~1m
首都直下地震 (東京湾北部地震)	70%	M7	11,000人	0.5m

## (2) 火災

・ **想定されるリスク**

主な火元として想定されるのは給食室であるため、調理後の後始末、及びガスの元栓などの管理は給食調理担当（運営委託先：株式会社幼稚園給食）を中心に行う。その他の保育室などでは、直接火を使うことはないが、外的要因（放火）なども考えられる。そのため、屋外などに火の付きやすいもの（雑紙や段ボール等）を放置してはならない。また、過去には粗大ごみなどを不法投棄されたこともあるので、こまめに園周囲を見回る。

・ **事前の対策**

燃えやすいものを園の周囲に放置しない。また、毎月行われる避難訓練において、初期消火訓練を実施する。

・ **発生時の対策**

## ① 火災発見時の手順

**火災発見 → 報告 → 通報連絡 → 避難誘導 → 初期消火**

## ② 保育園が火元の場合

(ア) 火災を発見したら（第一発見者）、大きな声で周囲の職員に知らせる。

(イ) 知らせを受けた職員は、すみやかに園長及び他の職員に火災の発生を知らせる。第一発見者及び知らせを聞いた職員は、可能な限り消火器を使って、初期消火に努める。

(ウ) 各職員は園長の指示に従い、無駄なく的確な行動を心掛ける。なお、園長等不在時の指揮権は4(3)に記載のとおりとする。

(エ) 火災通報装置で知らせる。

- 手動起動装置（赤ボタン）を押す。
- 以下の内容を伝えられるようにする。
  - ・ ちどり保育園です、火事です。
  - ・ 場所は検見川町 3-331-4 です。
  - ・ 電話番号は 043-271-7828 です。
  - ・ 通報責任者は吉岡敦志です。

(オ) 児童の避難誘導（人数の把握及び責任者への報告）

- ドアを閉める（空気が入ると火の回りが速くなるため）
- 速やかに外へ出る（安全な場所へ）
- 出火元・火のまわり具合・煙・風向き等を考え、より安全な方向場所に避難する。
- 落ち着いて行動することを心がけ、児童に動揺（あわてさせず、不安がらせず）を与えないように努める。
- 児童へは「押さない」「話さない」「走らない」「戻らない」ことを伝えながら避難する。
- 避難誘導者が人員の点呼を行い、管理者へ報告する。
- 煙が充満している場合はハンカチを使用し、姿勢を低くして非難する。

(カ) 地域住民・関係機関への連絡

- 安全な場所まで避難した後で、状況により保護者に連絡をし、児童の引き渡しをする。  
(児童票、緊急時お迎え連絡カードなどを必ず持っていく。)

(キ) 火災により翌日以降保育を行うことが困難な場合は、園長より行政に連絡し今後の対応について相談する。

③ 保育園周辺が火災の場合

- (ア) 情報の収集に努める。(火災の規模はどの程度か？周辺に危険箇所はあるか？)
- (イ) 消防署の指示に従う。
- (ウ) 避難が必要ならば、上記手順を基に指示された避難場所へ児童を誘導する。
- (エ) 必要に応じて保護者へ連絡する。

④ ちどり保育園 火気関係の取り扱い、管理について

[ 火気設備器具について ]

1. 火気設備器具の周辺は、よく整理清掃をして可燃物を接して置かない。
2. 火気設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れる時は必ず消す。
3. 火気設備器具にある取り扱い上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しない。
4. 地震時には火気設備器具の使用を中止する。
5. 終業時には、火気設備器具の点検を行い、安全を確認する。

[ 喫煙について ]

保育園内は終日禁煙。また、園周辺も終日禁煙。

[ 危険物の取扱について ]

1. 危険物（シンナー、ベンジンなど）を使用するときは、防火管理者の承認を受ける。
2. 危険物を使用するときは、小分けにして使用し、容器のふたは常に閉め、火気に注意する。

[ 避難設備の維持管理について ]

1. 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となるものを設けたり、物品を置いたりしない。
2. 防火扉の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かない。

[ 放火防止対策について ]

1. 建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しない。
2. 倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておく。
3. ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に指定場所へ持っていく。
4. 園内外の不審者に対しては、十分に注意する。

[ その他 ]

厨房の天蓋やダクトに油かすが溜まることが無い様、グリスフィルター等は定期的に清掃する。

## (3) 台風等の風水害

・ **想定されるリスク事前の対策**

大雨による高潮、土砂災害、河川の氾濫や下水道の増水による冠水、強風による樹木の倒木、瓦、看板などの落下、飛来が想定されるので、リスクの高い場所への移動、侵入は避ける。

施設内で待機する際は、飛来物による窓ガラスの破損などが想定されるので、保育室の中央付近で保育を行う。また、屋外へ避難する際、窓ガラスの破片が廊下などへ散らばっている可能性があるため、毛布などを敷いて避難する。

園庭の植木、玩具など強風で飛ばされそうなものについては室内へ移動する。

・ **事前の対策**

強風が予想される際は予め園庭の飛ばされそうな備品、玩具類を施設内へ移動するか、園庭固定遊具へ括り付けておく。

日々の天気予報を確認し、大気が不安定な時間帯やゲリラ豪雨が発生しそうな日における散歩など、徒歩移動による園外保育の実施を見合わせる。

・ **発生時の対策**

## ① 保育中に台風等の接近に伴う風水害が発生した場合

(ア) 強風や大雨の際は、保育室で園児たちが落ち着けるように配慮する。

(イ) 風で飛ばされるような植木や玩具・その他飛ばされやすいものなどを点検し、撤去する。

(ウ) 漏水等を発見したら速やかに事務室へ報告する。

(エ) 浸水・窓ガラスの破損などが起こりうることを想定して、午睡時は窓からできるだけ離れた場所で寝よう配慮する。

(オ) 廊下などに窓ガラスの破片が散らばってしまうことも想定して、避難経路に毛布を敷くなど児童への安全対策（靴を履かせる、または持たせて避難する）を行う。

(カ) 停電の可能性も視野に入れ、懐中電灯も確認と点検をする。

## ② 開園前に台風等の接近に伴う風水害が発生した場合

(ア) 台風等の接近が既に予想され、JR 東日本が総武線各駅停車などに計画運休を前日に発表した際、翌日の保育園は休園となる。また、計画運休が発表されなくとも、午前6時前に千葉市幼保運営課から休園の通知が来た際は、休園となる。その際、休園の通知は kintone を使用し、各職員へ周知する。また、保護者等へはメール配信システムを活用して通知する。

(イ) 前日に JR 東日本による計画運休、当日朝6時に千葉市よりの休園の連絡が無い場合は、原則開園となる。

(ウ) 開園する際、出勤前の職員はラジオ・テレビ等で情報を把握して、風雨などで交通機関が混乱することも予想されるので、早めの出勤を心がけるよう配慮する。ただし、あまり無理をせず、安全面を考慮したうえで出勤するように心がける。

(エ) 徒歩や自転車で通勤する職員は、飛来物などに気を付け、強風でバランスを崩さないよう、慎重に出勤することを心掛ける。

(オ) 自家用車で通勤する職員は通勤途中の道路の冠水、河川の氾濫などにより、大規模な交通渋滞が予想されるので、出来る限り公共交通機関で出勤するか、時間に余裕をもって出るようにする。

- (カ) 公共交通機関を利用する職員が、災害等で交通機関が不通になった場合は、できるだけ保育園に連絡を入れてから一旦、自宅へ戻り、災害の状況を把握して安全な状況になってから出勤する。
- (キ) 園児の受け入れは、基本的に園の施設に異常がなければ通常どおりの保育を行う。ただし、職員の出勤状況や災害の規模などによっては、早めのお迎えに協力してもらうよう保護者へ声をかける。
- (ク) 開園後の休園は原則実施しないが、天候が急激に悪化したり、荒天が予想されたりする場合は保護者に対してメールなどで早期のお迎えをお願いする場合がある。



※ 右図は平成30年9月30日に日本へ上陸した台風24号による被害である。

③ 風水害等により施設に被害が出た場合

- (ア) 風水害等により施設に被害が出た場合、園児の安全を最優先に被害のない箇所にて保育を行い、できるだけ早く保護者にお迎えの連絡をして引き渡すこと。
- (イ) 翌日以降の保育園の業務について園長は、速やかに決断して保護者と職員に周知できるよう掲示及び連絡すること。

(4) 落雷について、他

落雷は、発生する前に雷雲が発生し、天候のくずれから予測することができるので、保育園内にいる場合は建物へ速やかに避難することが可能であるが、散歩等の外出時に落雷の音、光などを確認した場合は、速やかに以下の内容を念頭に避難することが望ましい。

- ① 落雷時前後は雨が降ることが予想されるが、雷（電流）は、物体の中を流れるとき、表面の方を多く流れ、中心部を流れる電流は少なくなるという表皮効果があり、このために雨宿り等で軒先や柱にいることは大変危険であるので待避場所は慎重に選択しなければならない。
- ② 周囲の木より高い木の幹に寄りそって、雨宿りすることも前項の理由による避けること。

また、昨今の予期せぬ自然災害による影響から、今後も想定できない災害が発生（噴火など）する可能性も否定できない。それらすべての災害に関する事前の対策などを講ずることは不可能であるため、本マニュアルに記されていない自然災害が発生した際は、園長の陣頭指揮の下、各職員が臨機応変に対応しなければならない。

## (5) 感染症

・ **想定されるリスク**

新型コロナウイルスが大流行した時（令和2年2月から）と同様に正しい情報と誤った情報が錯綜し、感染拡大を防ぐ対策が後手に回る可能性がある。また、これまでの通常業務に加えて、感染症対策の業務を同時進行する必要がある。しかし、感染拡大時であっても利用する園児、保護者、職員の健康と生命を守る機能を維持しつつ、本来業務である保育を実践しなければならない。

・ **事前の対策**

## ① 職員の体調管理

職員自身が感染症に罹患する場合も考えられるので、日々の体調管理に努めなければならない。よって、常勤職員においては、日々の体温を各自測定し、事務室に置いてある健康観察一覧表へ測定結果、及び出勤時の自覚症状を記入する。

## ② 利用者の体調管理

園児、保護者については登園前に各家庭で体温を測定し、平熱であることを確認したうえで登園していただくよう

## ③ 感染予防の備品確保

マスク、アイソレーションガウン、キャップ、シューカバーなど、主に嘔吐物処理時などに必要な備品は常に在庫を確保し、必要に応じて補充する。

## ④ 感染拡大を防ぐためのゾーニングの検討

発熱や嘔吐、下痢などの症状がある場合、感染症が疑われるため他の園児とは出来る限り離れて安静に過ごす。また、保育室に余裕がある場合は、他の園児と保育室自体を分けて過ごすようにする。

・ **発生時の対策**

## ① 感染が疑われる症状があった場合

保育中に園児が微熱程度の発熱（38℃未満）があったり、体調不良を訴えたりした場合は、園長、副園長へ速やかに報告し、判断を仰ぐ。なお、必要に応じて保護者へ連絡するが、当園からは症状のみを伝え、保護者の判断を仰ぐ。保護者の都合により、お迎えに来られない場合も考えられるので、当該児童は出来る限り、保育士の目の届く範囲で安静に過ごす。

## ② 感染者が発生した場合

園児が発熱（38℃以上）したり、嘔吐、下痢症状を複数回繰り返したりする場合は、速やかに園長、副園長へ報告し、保護者へ連絡する。その際、症状などを保護者へ伝えるが、お迎えの判断については保護者へ仰ぐ。保護者の都合により、お迎えまでに時間を必要とする場合も考えられるので、当該児童は保育士の傍で保育を行ったり、他の園児と離して安静に過ごしたりする。なお、保育室及び職員に余裕がある場合は他の園児を別の保育室へ移動させるなどして、当該園児を隔離して保育を継続することもある。また、嘔吐物等の処理については「嘔吐（または下痢）の対応」へ記された方法や処理に従うこと。その他の処理方法については「保育所における感染症対策ガイドライン」に記されているので、必要に応じて確認すること。具体的な感染症と主な対策については「保育所における感染症対策ガイドライン」の別添1以降を確認すること。

同じ症状で複数名の感染者が発生した場合、保健所などの立ち入りも考えられるため、園長、副園長を中心に対応すること。

(6) 不審者

・ **想定されるリスク**

園内への侵入者が悪意を持っているか、そうでないかの判断を対応する職員が瞬時に粉う必要がある。仮に悪意を持っていると判断した場合、対応した職員をはじめ、園児に危害が及ぶ可能性も考えられる。また、侵入経路も一か所とは限らないので、特に1階保育室は注意する。

園外保育、散歩時も引率する職員は園児周囲の状況を把握し、不審な行動、挙動不審、危険物と疑われるものなどに気を配る。

・ **事前の対策**

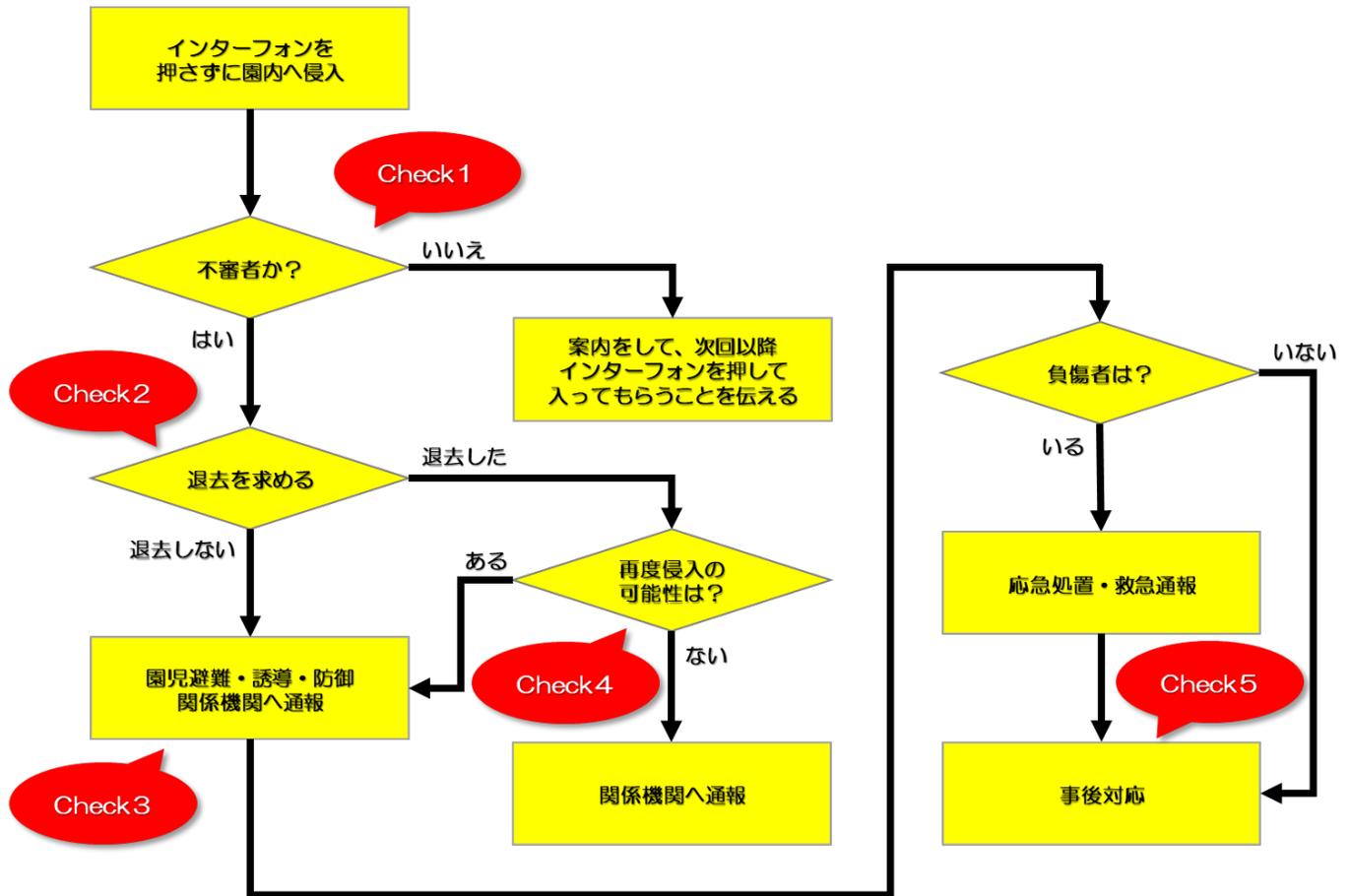
非常通報装置（パニックボタン）は事務室内に本体が設置されており、各保育室にパニックボタンが設置されている。不審者などが侵入した時、各保育室はパニックボタンを押して、警備会社へ早急に事件が発生したことを伝える。

各保育室のパニックボタンの位置については、全職員が必ず把握しておくこと。なお、パニックボタンの押す面は横側になっているの、押す際には注意が必要である。

不審者の立ち位置や避難経路の関係から、対応する職員がパニックボタンを押せないこともある。そのため、応援にきた別の職員がパニックボタンを押してあげることも必要である。

発生時の対策

① 不審者対応フローチャート



Check 1 : 不審者かどうかの判断基準

不審者とは「正当な理由が無く、敷地内へ侵入してきた者」であるため、以下の手順を参考に不審者であるか確認する。

(ア) 外見を確認する。

- 「フルフェイスヘルメットをかぶっている」「サングラスとマスクをしている」「刃物やバットなどの凶器を持っている」「泥酔している」「園内で喫煙している」など、明らかな場合は不審者と判断する。なお、建物内で上記のような不審者を発見した場合は「Check 2 : 退去を求める」ではなく、即座に「Check 3 : 園児避難・誘導・防御 関係機関へ通報」する。

(イ) 声掛けを行い、要件をうかがう。

- 声掛けを行う際は、1～1.5m程度離れて行う。
- 児童の関係者を名乗る場合は、児童のクラスを確認する。
- 業者の場合は目的を確認する。

Check 2 : 退去を求める

(ア) 周囲の職員へ声掛けをする。

- 不審者の疑いのある者が施設内にいることを周囲の職員へ伝える。
- 声掛けを行う担当は基本的に園長、もしくは副園長が担う。それ以外の職員は不測の事態に備えて園児を避難できるように集合させておく。また、いつでもパニックボタンを押せるようにしておく。

- 最悪の事態に備えて、各保育室は廊下側の扉、及び窓を施錠する。侵入までに時間的な余裕がある場合は、事務室内の携帯電話等を保育室へ移動しておく。

(イ) 丁寧に敷地内、及び周辺から退去頂くように求める。

参考例：

「ご用件が無い場合は施設内へお入り頂くことはできません。誠に申し訳ございませんが、あちらからご退出をお願いできますでしょうか？」

↑↑↑丁寧な口調で、相手を極力刺激しないようにする。

・ **C h e c k 3 : 園児避難・誘導・防御・関係機関へ通報**

来園者が不審者であった場合は、通報を行い、児童の避難を最優先とする。

**通 報**

(ア) 迅速、確実に周囲へ不審者が来園したことを連絡する。

- 大声で叫ぶ「危ない！」「逃げろ！」「助けてくれ！」「刃物を持っているぞ！」など
- 笛による合図（強く長くびーっ）を鳴らす。
- 防犯ブザーを鳴らす。

(イ) 内線で「〇〇組に刃物（ナイフ）をもった不審者がいます。緊急放送をお願いします。」もしくは犯人を刺激しないように「〇〇組でガス漏れ発生」と通報する。

(ウ) パニックボタンで緊急時であることを警備会社へ連絡する。

(エ) 不必要に移動されないよう、廊下に通ずる扉や窓を施錠する。

(オ) 消火器、防災スプレー（殺虫剤）、園児用の椅子などで対応する。

(カ) 緊急時対応の職員が現場へ急行する。

- 園長、副園長、主任保育士は現場へ急行し、不審者の状況を把握するとともに児童の安全確保を指示する。
- 複数の連絡方法（合図、合言葉、暗号など）を周知しておく。

(キ) 110番、119番通報を行う。

**避 難**

(ア) 児童が室内にいる時

- 事故発生場所の確認を行い、安全な場所・方向へ避難する。また、避難する際に他の保育室へ移動する際は、保育室の間の扉を施錠して、不審者が通れないようにする。

(イ) 児童が戸外にいる特・散歩時

- 周辺にいる児童を集合させ、安全な場所・方向へ避難する。また、園へ連絡し、必要に応じて応援を要請する。

(ウ) 避難先は極力、不審者の目の届かない場所を選ぶ。

(エ) 避難後は必ず人数確認を行い、園長、副園長などへ状況を報告する。

**誘 導**

誘導とは、児童や職員から不審者を遠ざける位置へ誘導することを言う。なお、誘導に応じない場合は無理をしない。特に暴言や暴力的な行為、刃物や危険物を明らかに所持している不審者には近づかない。

**防 御**

防御とは、不審者から児童の注意をそらし、近づかせないようにすることを言う。身近なものを手に

取り、こちらの説得に応じなかったり、暴力的な行為を続けたりする場合に不審者へ威嚇行為を行う。

訓練を行っていない者が防御すると反対に防御したものを不審者に取り上げられ、不利な状況へ陥ってしまう可能性もあるので、無理はしない。なお、手元にあるものを投げつけることでも効果はある。

- ・ **C h e c k 4 : 再度侵入の可能性は？**  
退去に応じた不審者が再度侵入を試みようとするため、不審者対応を行った職員はしばらくの間、侵入経路の確認、並びに不審者の状況を把握する。
- ・ **C h e c k 5 : 事後対応**  
(ア) 千葉市役所保育運営課（043-245-5725）へ状況を報告する。  
(イ) 消防や警察など、緊急時に連絡できなかった関係機関へ連絡する。  
(ウ) 対策本部の設立  
被害に遭われてしまった園児の応急処置、救急車同乗などをはじめ、関係機関との連絡調整、関係保護者への連絡、報道機関への対応などを行うため、対策本部を以下のとおり設立する。

対策本部の設立、及び各職員の主な行動		
園長・副園長・主任保育士	関係クラス担任	その他の職員
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 陣頭指揮</li> <li>・ 関係保護者への連絡</li> <li>・ 職員への連絡調整</li> <li>・ 外部機関との連携</li> <li>・ 警察、報道機関への対応等</li> <li>・ 全保護者への連絡（事後報告）</li> <li>・ 被害児童への家庭訪問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難誘導</li> <li>・ 発生現場状況の把握</li> <li>・ 安全確認、安全指導</li> <li>・ 保護者への引き渡し</li> <li>・ 被害児童の家庭訪問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急処置</li> <li>・ 救急救命処置</li> <li>・ 救急車同乗</li> <li>・ 医療機関との連絡</li> <li>・ 情報の収集</li> </ul>

② 保護者を含めた来園者について

- ・ 門は必ず施錠する。
  - 鍵は2か所あるので、上の鍵のみを必ずかける。
  - 職員の開閉よりも、保護者が開閉する機会が多いので、必ず登降園時に保護者が鍵をかけてもらうよう、日頃より伝える。
  - 不審者の侵入、及び児童の飛び出しなどを防ぐため、必要以上に開放したままにしない。
- ・ 来園者の受付について
  - 児童のお迎えについては、予め保護者から許可された者以外へお渡ししない。保護者以外の方が、事前の連絡なしでお迎えに来た場合、必ず指揮権者の許可をとり、場合によっては保護者へ確認をとってからお渡りする。
  - 取引業者などは必ずインターフォンで一言断りを入れてから園内へ入るが、場合によっては保護者などの出入り時に一緒に入ってくることもある。門から入る際、必ず事務室前を通るので、音などで入ってきたことを把握することもできるが、万が一知らない者が入ってきたことを確認した場合は、直ちに内線で事務室へ連絡すること。
  - 全く見たことがない、覚えのない者が園内に入ってきた場合は、決して一人で対応せず、

周囲に他の職員がいることを確認したうえで対応すること。または、内線で事務室へ連絡し、保育室で待機し、不測の事態に備えること。

③ 児童の安全確保に対する緊急マニュアル

## 児童の安全確保に対する緊急マニュアル

～不審者による重大事故発生時における対応～



対策本部の設立、及び各職員的主要な行動		
園長・副園長・主任保育士	関係クラス担任	その他の職員
<ul style="list-style-type: none"> <li>陣頭指揮</li> <li>関係保護者への連絡</li> <li>職員への連絡調整</li> <li>外部機関との連携</li> <li>警察、報道機関への対応等</li> <li>全保護者への連絡(事後報告)</li> <li>被害児童への家庭訪問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導</li> <li>発生現場状況の把握</li> <li>安全確認、安全指導</li> <li>保護者への引き渡し</li> <li>被害児童の家庭訪問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急処置</li> <li>救急救命処置</li> <li>救急車同乗</li> <li>医療機関との連絡</li> <li>情報の収集</li> </ul>

## (7) 散歩・園外活動時（バス乗車時を含む）

散歩などの園外活動は、保育において子どもが身近な自然や地域社会の人々の生活に触れ、豊かな経験を獲得する機会を設ける上で重要な活動であると示されている。しかしながら、その反面交通事故や所在不明などの重大なリスクも想定される活動であるため、実施するにあたってはリスク、事前の対策等を徹底する必要がある。

- ・ **想定されるリスク**

散歩時においては車や自転車などによる交通事故への遭遇、道路脇・側溝などへの転落、転倒、訪問先遊具（公園などは園児向けに設計されていない）などによる怪我、所在不明などが想定される。また、バスによる送迎時においては、車内の園児取り残しなどが考えられる。

いずれのリスクも重大事故につながる可能性が高いため、散歩や園外活動時（バス乗車時を含む）は事前の対策を徹底し、リスクの把握に努めること。

- ・ **事前の対策**

- ① 散歩の経路、目的地における危険箇所の確認

- ・ 交通量、道路設備、工事箇所等を確認し、事故の危険がある場所の確認を行う。また、危険な動植物と接触する可能性のある場所、不審者との遭遇に注意すべき場所についても確認する。
- ・ 日頃から訪れたことの無い場所、前回訪れたときから3か月以上経過している場合は事前の下見を行う。経路等に変更がない場合も、工事等により危険箇所が発生している場合も想定する。

- ② 危険箇所等に関する情報の共有

- ・ 危険箇所の確認を通じて得られた情報を全職員で共有する。

- ③ 観光バス乗降時の確認

- ・ 乗車する前、乗車中、降車時の人数確認を徹底する。また、バス等の車両点検、及び運転手の健康確認等は委託先の運営会社の責任下で行う。ただし、万が一に備え、車両を運転できる職員（理事長、園長等）が必ず引率につきそう。

- ④ 散歩計画の策定

- ・ 散歩の目的地、ねらい、行程（時刻、経路、所要時間）、子どもの人数、引率者について計画を策定する。また、事前に共有した危険箇所（別紙4）を基に、安全な目的地や経路を設定する。
- ・ 子どもの年齢、人数に応じた職員の配置、位置関係、引率を適切に行うために必要な職員の役割分担を確認する。
- ・ 新人保育士は子どもたちの様子が見えぬまでは他のクラスと一緒に出掛けるなど、無理はしない。

- ⑤ 散歩等出発時の確認

- ・ 当日の天候により、雨が降りそう（事前に雨雲レーダーなどを確認する）だったり、雲行きが怪しかったりする場合は、散歩自体を取りやめる。
- ・ 出発前に必ず人数確認を行う。
- ・ 引率する保育士間で危険箇所や子どもに関する連絡事項について共有し、役割を明確にする。
- ・ 必要な携行品を所持しているか、また適切に作動するか確認しておく。主な内容は以下を参照。
- ・ 出かける前に排泄を済ませるように促す。
- ・ 園外保育の内容によっては事前に保護者へ連絡（お知らせ）する。

**散歩時必要グッズ**

笛、ティッシュ&トイレトペーパー、ビニール袋、タオル、レジャーシート、着替え（Tシャツ・ズボン・紙おむつ・パンツなど）

救急セット（清浄綿・カットバン・滅菌ガーゼ・三角巾・ウェットティッシュ・ムヒ等）

携帯電話（場合によっては個人用も持参する）、おんぶ紐、テレフォンカード、小銭（500円）

## ⑥ 道路の歩き方

- ・ 子ども同士で手をつなぐときは、引きずられないように注意する。
- ・ 車道の歩行は極力避け、歩道の白線の内側、ガードレールの内側を歩く。
- ・ ブロック塀などがある場所を歩くときは、崩れてくる危険性がある為、出来る限り塀よりには歩かないよう注意する。
- ・ 車道を歩くときは、出来る限り端に寄って歩く。
- ・ 職員は子どもの列の前後、及び列が長くなる場合は列の中央付近に位置し、子どもたちの歩行スピードにあわせて歩く。
- ・ 交差点や踏切などで待機する際、車道から離れた場所で待機し、全員が揃うまで待つ。
- ・ 交差点や踏切を渡る際、安全確保に注意を払い、子どもたちを迅速に渡れるよう注意を払う。近隣の交差点は信号がない交差点が多いので、子どもたちがわたっている際、職員の一人が横断歩道の中央に立ち、接近する車などへ注意喚起を促す。また、停止してくれた車などへ感謝の気持ちを伝えるため、園児が渡り終わった後は必ず一礼をする。
- ・ ベビーカーやお散歩カーなどを使う場合は、子どもが指、腕、頭を挟んだり、ぶついたりしないよう操作に注意する。停止時はブレーキがかかっていることを確認する。
- ・ 通行する際、危険物、障害物など有無を確認し、駐停車中の車、バイク、自転車などへ子どもたちが触れることを想定し、注意を払う。また、近隣住民と行きかうときは軽く挨拶を行い、散歩している犬などの動物には触れないよう距離を保って歩く。また、相手が手に持っているもの（傘、かばん、たばこなど）に接触する危険性も考えられるため、行きかうときは子どもたちが一旦停止するか、距離を保ってすれ違うようにする。
- ・ 階段昇降時は、状況に応じて子ども同士手を離して一列に整列して昇降する場合もある。また、不用意に急がせると転倒する危険性もあるため、慎重に昇降する。近くに階段を昇降しようとする方がいた場合は、先に移動していただくよう促す。

## ⑦ 目的地到着後

- ・ 目的地の死角を確認する。
- ・ 目的地に到着次第、人数確認を行い、出発時と同じ人数であることを確認する。
- ・ 遊ぶとする遊具に危険性がないか確認する。公園などの遊具で子どもたちを遊ばせる場合は、必ずしも就学前の子どもたちに適した遊具ではないことを認識する。
- ・ 園外保育の様子を誰が見ているか分からないので、個人が特定されるような名前などを大きな声で発生しないよう注意する。
- ・ 公園内を自由に遊ばせるのではなく、保育士の目の届く範囲を確認しつつ、遊ぶ場所、遊んでよい遊具などの決まり、ルールを守りながら遊ぶ。
- ・ 危険物（ガラス片やたばこの吸い殻など）や不衛生なもの（汚物、糞、死骸など）が無いか確認し、見つけた場合はその周囲で遊ばないようにする。
- ・ 公園などは地域住民も使用しているため、子どもたちで遊具などを占拠しないようにする。また、来ている地域の方に対しては、引率する職員が率先して軽く挨拶するように心がける。なお、不審と思われる人物には近づかない。
- ・ 原則、熱中症の危険性があるときは散歩などへ出かけることはないが、季節によっては出発時と目的地到着時の天候がかなり異なる場合も予想されるので、熱中症などの対策（日陰で遊ぶ、適度な休息を取る）などを実践しながら過ごす。

⑧ 帰園時、帰園後、振り返りについて

- ・ 目的地から園へ移動する際、子どもの人数を確認し、目的地到着時と同じ人数であることを確認したうえで帰園する。
- ・ 園へ到着した際、人数確認を行い、目的地から出発した時の人数と同じであることを確認する。
- ・ 到着後、子どもたちの状態を確認し、適宜水分補給し、休息する。また、園長など園で待機している職員へ帰園したことを報告する。
- ・ 散歩時に気が付いた点があれば、報告書などで共有する。また、軽微な怪我やヒヤリハットなどがあればインシデント・アクシデント報告書で情報共有する。

・ **発生時の対策**

散歩時に重大な怪我などが発生してしまった場合は、対応できる人員に限られるため、まず2次被害を最小限にするため、職員1名は遊んでいる子どもたちに対し、速やかに遊びを中断させ、安全な場所へ呼び寄せ、待機する。もう1名の職員は園児に対する適切な処置を実施（7 事故発生時の対応（フローチャート）を参照）する。

## (8) Jアラートについて

全国瞬時警報システム（J アラート）とは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を国から人工衛星などを通じて瞬時に伝達するシステムである。弾道ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、J アラートを活用して、防災行政無線で国民保護に係る警報のサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報が知らされる。

メッセージが流れたら直ちに以下の行動をとる。また、Jアラートのサイレン音について各自必ず確認しておくこと。

・ **屋外にいる場合**

- ① 近くの建物（できれば頑丈）の中または地下（地下街や地下駅舎などの地下施設）に避難する。
- ② 近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。

・ **屋内にいる場合**

- ① できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。

(9) 熱中症、降雪時など

・ **熱中症について**

- ・ 熱中症の危険性が高まる5月頃から環境省が運営する「熱中症予防情報サイト」の情報を確認し、暑さ指数などを把握したうえで戸外遊びを実施する。暑さ指数が厳重警戒以上となった場合は、戸外遊びを控え、室温を調節した保育室内で過ごす。
- ・ 厳重警戒以上となった場合、戸外でのプール、水遊び、散歩活動も原則中止とする。

・ **降雪について**

- ・ 千葉市内は1年間を通して比較的温暖な気候のため、雪が降ったとしても積もる可能性は低いですが、数年に一度のペースで災害級の積雪に見舞われたこともある。降雪による休園判断の基準はないが、原則開園を念頭に対応する。

## 6. 応急処置

(1) 手当のステップ（出典：L.S.F.A-Children's 子どもの事故と応急手当）

## (2) 一次救命処置（心肺蘇生とAED）の流れ

(1) の Step2 でちどり保育園は AED が設置されているので、以下の手順（出典：PHILIPS）を基に一次救命処置を行う。

- ① 反応の確認  
肩を軽くたたきながら「大丈夫ですか？」などと呼びかけます。反応がなければ次へ。
- ② 119番通報とAEDの手配  
大きな声で応援「119番をお願いします！」「AEDを持ってきてください！」を呼び、119番通報とAEDの手配を依頼します。
- ③ 呼吸の確認  
胸と腹部の動きを見て呼吸の確認をします（10秒以内）。呼吸がないか、死戦期呼吸（しゃくり上げのような不規則な呼吸）が見られる場合はただちに胸骨圧迫を開始します。  
※ 呼吸をしているかどうか分からない場合にも胸骨圧迫を開始します。
- ④ 胸骨圧迫  
胸の真ん中を約5cm、1分間に100～120回のテンポで強く押します。（人工呼吸を行う技術と意思がある場合は、胸骨圧迫と人工呼吸を30：2の比で行います）
- ⑤ AED到着  
AEDが到着したら、ただちに電源を入れます。また、役割分担・自己評価表も忘れずに持ってくる。
- ⑥ パッドを装着  
パッドに描かれている絵の位置に装着します。
- ⑦ 解析と電気ショック  
AEDが心電図の解析を行います。ショックが必要と判断されたら、ショックボタンを押して電気ショックを実行します。  
※ 解析中やショック実行時は、倒れている人に触れないこと。
- ⑧ 胸骨圧迫  
胸骨圧迫を再開します。（人工呼吸を行う技術と意思がある場合は、胸骨圧迫と人工呼吸を30：2の比で行います。）
- ⑨ 倒れている人に反応が現れるか、救急隊が到着するまで7、8を続けます。

AED の設置場所を確認しておくこと！

→  
→  
→



(3) 緊急時対応 役割分担・自己評価表

緊急事態が発生した際、適切な役割、担当者、経過時間などを統一した様式で記録しておくため、役割分担・自己評価表を AED 脇に置いてある。AED を取りに行った職員は、必ず以下を持ってくる。

**緊急時対応 役割分担・自己評価表**

日付： 年 月 日

園児名	(クラス名 )	生年月日	平成 年 月 日	園児の症状 (簡潔に)
-----	---------	------	----------	-------------

立場	役割	サイン	チェック時刻
第一発見者	園児から離れずに観察、助けを求め、応急手当の開始		
緊急連絡担当	インターフォンなどを使って事務所 (園長) へ連絡		
管理職	現場のリーダー、役割分担の指示、情報収集		
応援職員	応急手当に関する判断と対処		
	119番の通報		
	AEDの準備、補助		
	処置の時刻や状況の記録		
	救急車の誘導		
	保護者への連絡 (状況や対応の報告)		
	他の子どもの誘導、及び避難		

記入時刻	園児の状況などを記入 (体温、出血の有無、怪我の度合いなど)
:	
:	
:	
:	

- |                                         |     |        |
|-----------------------------------------|-----|--------|
| 1. 第一発見者は、当該園児の側を離れない。                  | できた | ・ 課題あり |
| 2. 第一発見者は、意識の確認を適切に行えたか?                | できた | ・ 課題あり |
| 3. 事務所 (園長) への連絡担当者は、適切な方法で連絡することができたか? | できた | ・ 課題あり |
| 4. 適切な方法で救急救命・応急手当を行うことができたか?           | できた | ・ 課題あり |
| 5. 第一発見者は、応援に駆け付けた職員へ適切な情報を伝達することができたか? | できた | ・ 課題あり |
| 6. 適切なAEDの準備、及び装着、使用ができたか?              | できた | ・ 課題あり |
| 7. 適切な記録を取ることができたか?                     | できた | ・ 課題あり |
| 8. 救急隊への適切な引継ぎができたか?                    | できた | ・ 課題あり |
| 9. 指示されたことや報告事項を声に出して言えたか?              | できた | ・ 課題あり |
| 10. 職員への指示の仕方は適切にできたか?                  | できた | ・ 課題あり |
| 11. 保護者への連絡は適切にできたか?                    | できた | ・ 課題あり |
| 12. 119番通報は適切にできたか?                     | できた | ・ 課題あり |
| 13. 救急車の誘導は適切にできたか?                     | できた | ・ 課題あり |
| 14. 事故を目撃した園児や保護者を安全な場所へ誘導できたか?         | できた | ・ 課題あり |
| 15. 興味本位に集まってくる園児や保護者への対応ができたか?         | できた | ・ 課題あり |
| 16. 園児の心理状態 (不安・興奮・恐怖・心配) に対応できたか?      | できた | ・ 課題あり |

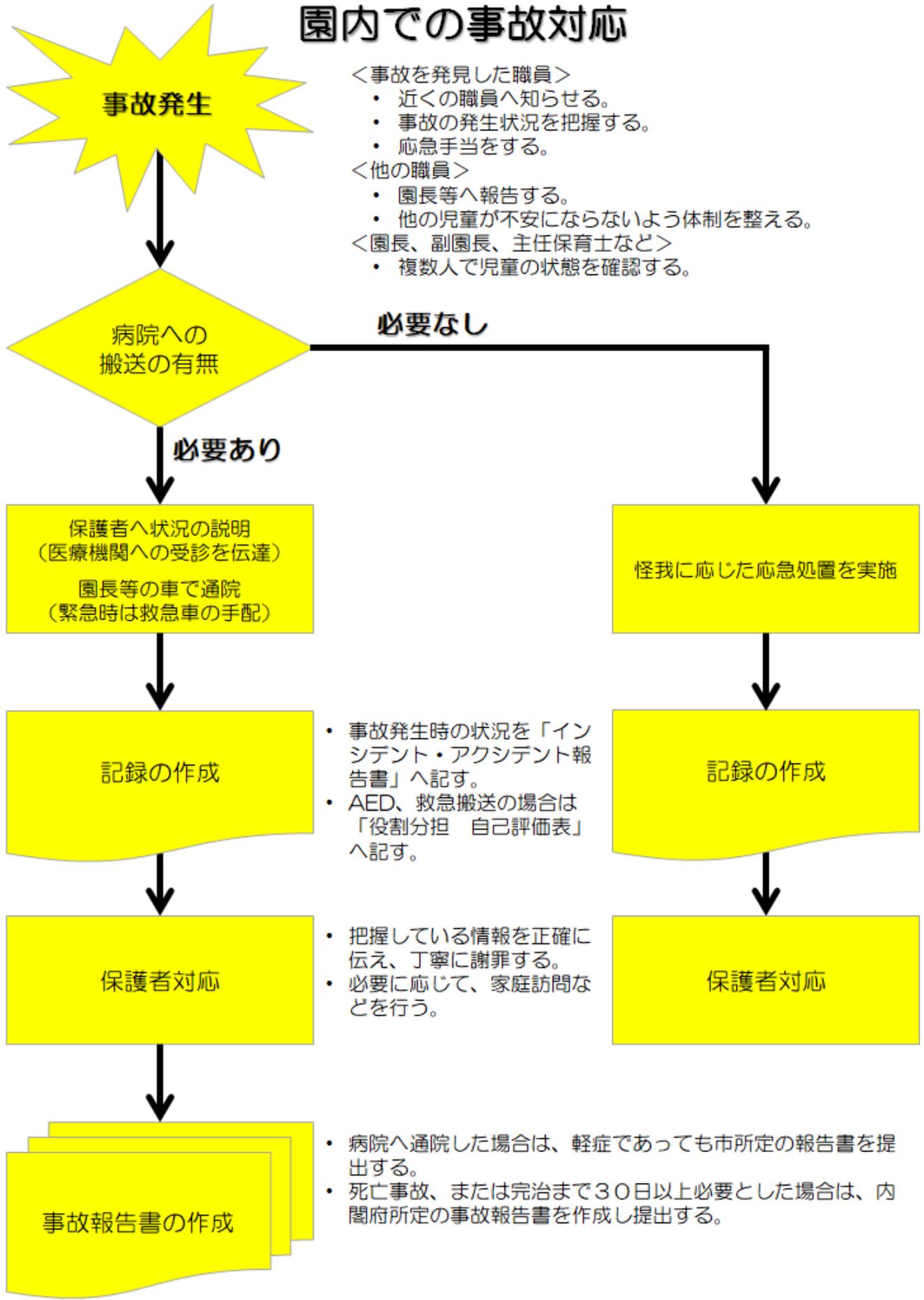
7. 事故発生時の対応（フローチャート）

(1) 医療関係機関

嘱託内科医 : ██████████ ██████████	
嘱託歯科医 : ██████████ ██████████	
外科医 : ██████████ ██████████	
<p>知っておくと便利な情報（電話番号）</p> <p>公益財団法人日本中毒情報センターが運営する中毒110番は化学物質（たばこ、家庭用品など）、医薬品、動植物の毒などによって起こる急性中毒について、実際に事故が発生している場合に限定し情報提供しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• つくば中毒110番 029-852-9999 （365日 9時～21時対応）</li> <li>• 大阪中毒110番 072-727-2499 （365日 24時間対応）</li> <li>• たばこ誤飲事故専用電話 072-726-9922 （365日 24時間対応 自動音声応答）</li> </ul>	<p style="text-align: center;">救急車の呼び方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 「119」をダイヤルする。</li> <li>(2) 通報場所を知らせる。住所、ちどり保育園までの行き方、近くの目標物を伝える。</li> <li>(3) 事故・病気の状況を伝える。                         <ul style="list-style-type: none"> <li>イ) いつ、どこで、誰が、どのようにして、どうなったなど。</li> <li>ロ) 病人、けが人が複数の場合、人数を報告。</li> <li>ハ) 子どもがパニック状態にならないように、サイレンを止めてもらう。</li> </ul> </li> <li>(4) 救急車を適切な箇所（園庭内）等へ停めてもらうよう誘導する。</li> <li>(5) 救急車が到着したら、次のことを伝える。                         <ul style="list-style-type: none"> <li>イ) 救急車到着までの患者の状態</li> <li>ロ) 救急車到着までに実施した応急手当</li> <li>ハ) 患者の既往歴</li> </ul> </li> </ol>

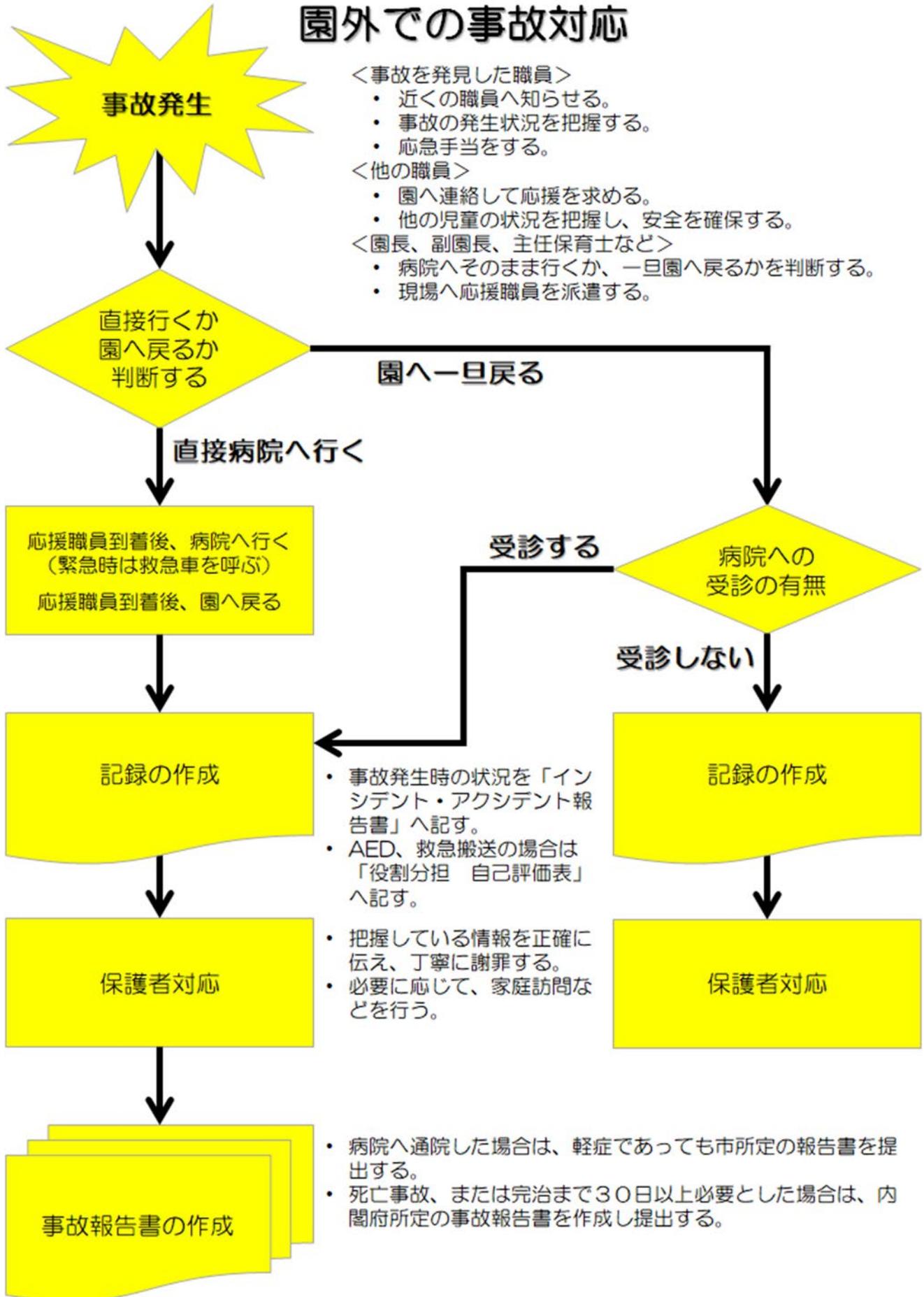
(2) 園内で事故が発生した場合

### 園内での事故対応



(3) 園外で事故が発生した場合

### 園外での事故対応



### 8. 被害報告

#### (1) 被害状況の報告

千葉市域に震度5弱以上の地震が発生した場合、保育園の被害状況について、地震発生後1時間以内を目途に、第1報を【様式3】被害状況報告書にて保育運営課へ報告すること。

第1報は、保育運営課から要請が無くても自発的に行うこと。第2報以降については、保育運営課の指示に基づき、最新の状況を報告すること。なお、震度5弱に達しない場合でも何らかの被害が発生した場合も報告すること。

#### (2) 報告方法

FAXもしくはメールを基本とする。FAX、メールともに不通となった場合は、保育運営課が開設したNTT災害用伝言ダイヤルへ内容を簡潔に録音すること。録音時間が短いことから下記の例を賛っ校にして、要点を簡潔に録音すること。

保育運営課	
FAX	[Redacted]
メール	[Redacted]

伝言の録音（11-（1）参照）
171をダイヤル
1をプッシュ
[Redacted]
1#をプッシュ
伝言の録音（30秒まで）

#### ・ 録音例

こちら、ちどり保育園です。現在、職員〇〇人（うち負傷者〇人）、児童〇〇人（うち負傷者〇人）、建物一部損壊、園庭に避難中です。以上。

こちら、ちどり保育園です。現在確認できる職員〇〇人（うち負傷者〇人）、児童〇〇人、散歩中の職員、児童と連絡が取れていません。建物倒壊の恐れがあるため、検見川小学校へ避難中。以上。

以上のほか、地震の影響によって保育運営課自体が被災する可能性もあることから、状況に応じた対応をとることとする。

## 9. 保育の安全・配慮チェック

### (1) 保育室の環境

#### ・ 温度、湿度

冬季： 温度23℃を目安にエアコン、湿度50～60%（暖房中は湿度に注意する）  
加湿器は周囲30cm以上離して使用する。また、使用しない時はタンク内の水を抜いておく。

夏季： 温度28℃を目安にエアコン、湿度50～60%（外気との差はなるべく5℃以内に）  
扇風機は2m以上離して使用する。 感染症ガイドラインより

#### ・ 換気

暖房中は換気に注意する。（コンクリート1時間に1回3～4分、木造2時間に1回3～4分）

#### ・ 通風

- ① 午睡中は、扇風機や冷房などの風が直接当たらないよう注意する。（風に体熱を奪われやすいため）
- ② 冬季でも短時間、窓を開閉する。
- ③ 塵埃（じんあい）、花粉、臭気、汚水、汚物を除去する。

#### ・ 採光、照明

- ① 窓ガラスを常に清潔にし、有効活用する。
- ② 太陽光線はカーテンで調整する。1、2歳児はすだれ、よしずを使用して調整する。
- ③ 照明は室内各所が均等であるようにする。

#### ・ 定期的な清掃

- ① 保育室の掃除機かけ（毎週末）、掃き掃除、拭き掃除、トイレ清掃は毎日行う。清掃用具、洗剤、薬品は子どもの手の届かない場所に管理する。
- ② 洗剤、備品類は常に在庫を確認し、最後の1個を使い切る前に事務室に報告する。
- ③ 遊具の消毒は毎週末行う。
- ④ 危険物（紙切れ、ビニール、ネジ、ボタン等）が落ちていないか、サークル等のネジの緩みや遊具の破損がないか確認する。
- ⑤ 害虫、小動物の糞を駆除する。

#### ・ 消毒の方法

- ① 手洗い - - - 流水、石鹸で十分に洗う。毎日、清潔な個別タオル、ペーパータオルを使用する。
- ② 室内 - - - 水道水で洗った布巾、雑巾で拭く。場合によって、オバノール希釈液を混ぜた水で布巾、雑巾で拭く。（100～300倍）
- ③ トイレ - - - 便器はトイレ洗剤で清掃し、便器まわり、タンク、床、壁はオバノール希釈液で拭く。
- ④ 下痢、嘔吐等 - - - 清掃後、次亜水で洗浄（感染症対策ガイドライン参考）

#### ・ 紫外線

- ① なるべく直射日光を避けて遊ぶ。必ず帽子をかぶる。衣服で皮膚を覆う。日差しが強い場合はパラソルを使用する。

- ・ **年度初めの保育 保育者の配慮視点**

- ① 子どもが安心して生活できるように、すべての神経を総動員し、全職員が目目で危険から子どもを守る。
- ② 常に子どもの人数、遊んでいる場所を把握する。
- ③ 家に帰りたい、自分に注目してほしい気持ちから園外に出てしまう子どももいるので、特に注意する。
- ④ 関わり合いを見ながら自分の席、ロッカー、遊具の収納場所を一定にする。
- ⑤ 不安な気持ちへ意図的に働きかけ、援助する。
- ⑥ けんかを見守り、つもりを聞き、怪我のないよう、遊びをつなげていく。
- ⑦ 遊具の使い方、遊びのルール、当番活動など、その場に応じて伝え（教え）る。
- ⑧ 緊張に伴い、疲れやストレスが出やすいので、午睡は安心して眠れるように目を離さない。（うつぶせ寝は絶対させない）

(2) 主に3歳未満児の保育

- ・ **室内遊び**

- ① 室内は走らない。（廊下、階段、トイレ）なお、階段は手すりにつかまり、右側を必ず上り下りする。
- ② 椅子、テーブル、家具等の上に立ち上がらない、乗らないように注意する。
- ③ サークルの出入り口は押さず、ゆっくりと一人ずつ出入りする。また、サークルはガタガタ揺らさない。サークルの開閉時は指を挟んだりしないよう周囲をよく見て行う。
- ④ 口の中に、おもちゃ、ティッシュ、クレヨン、のり等、誤飲に注意し、物の置き場所を使いやすく、かつ危険のないように考える。
- ⑤ 人の顔に手やおもちゃを向けない。
- ⑥ キッチンセット（室内遊具）などの扉の開閉は静かに行う。
- ⑦ 出した玩具は使わなくなったら、その都度子どもたちにしまうようにさせる。
- ⑧ おもちゃは投げない、振り回さないことを根気よく言い聞かせる。
- ⑨ 他の子が使っているおもちゃを使いたい時は「貸して」を言うことを教える。
- ⑩ 遊びの各コーナーに職員が一名ずつ入り、遊びながら、けんかがないよう見守る。また、けんかをした時は、双方の言い分や、その状況を把握し、万が一、怪我をした時は、園長、副園長、主任に報告すると同時に早急に手当をし、双方の保護者に説明する。事後に記録を作成する。（緊急時危機管理マニュアル参照）
- ⑪ 家具等の角にぶつかるので、怪我をしないよう布やスポンジでおおう。
- ⑫ 乳幼児は転倒しやすいので、そのことを考えの中にいれた環境設定をする。
- ⑬ 掲示物はなるべくマグネットで止める。
- ⑭ 小さな棒状のもの、先端がとがっている遊具、玩具は目をついたり、のどをついたりするので、乳幼児にはふさわしくない。
- ⑮ はさみを子どもが使用するときには保育士の目が行き届くよう少人数で行い、持ち方をしっかり確認しながら進める。
- ⑯ 扇風機、ピアノの近く、調乳室前、家具の隙間に行かないよう注意する。
- ⑰ 玩具の安全点検をする。（ひび、割れ、サークルなどのネジの緩み）
- ⑱ 2階廊下の玩具ケースは出したり、片づけをしたりする際、ほかの入れ物に移し替えるなど、安全面に配慮し、子どもの手の届くところには置かない。

- ・ **戸外遊び**

- ① コンクリート部分では走らない。高い段差のある所は降りさせない。段差の少ない箇所は慣れない時は保育士が手を添える。
- ② 遊具の上では押ししたり、引っ張ったりしない。
- ③ 玩具を持ったまま固定遊具には乗らない。長靴を履いている場合はエレメンツ、すべり台、エレメンツ脇のバナナで遊ばない。
- ④ 座って遊ぶ遊具はしっかり腰かけさせ、自分の手で遊具につかまらせてから動かす。
- ⑤ エレメンツ等、高い遊具は決まった高さまで遊ぶ。持ち手は必ず親指を下にして、しっかりと持たせる。
- ⑥ 首にフープ、ひもをかけて遊ばない。
- ⑦ 砂、石、玩具は投げない。
- ⑧ 固定遊具には必ず保育士が1名つく。
- ⑨ 遊具にひっかけやすい（フードなど）、転びやすい服や靴（指の出ているもの、足の甲をかぶっていないもの）は着ない、履いてこないよう保護者へ伝える。
- ⑩ 異物（砂、石、ごみ、葉、泥水）を口にしないよう、注意して見る。
- ⑪ 戸外遊び前（朝）園庭の環境設定をする。（危険物除去、遊具の配置）
- ⑫ 入室する際、保育士同士で人数確認（何名入りました等）をし、声を掛け合う。

## (3) 主に3歳以上児の保育

- ・ **室内遊び**

- ① 色鉛筆等、先の尖ったものは持ち歩かないよう、所定の場所で遊ぶことを教える。
- ② 室内は走らない。（廊下、階段、トイレ）なお、階段は手すりにつかまり、右側を必ず上り下りする。
- ③ 玩具は譲り合って使う。また、投げたり、振り回したりしない。使い方を考えさせ、壊れてしまうものということも教える。
- ④ 扉の開閉はゆっくり行う。（手をはさんだり、他の子がはさんだりする恐れがあるので）後ろにいる人のことを考える。
- ⑤ 保育室からだまって出ていかない。担任、職員へ理由を伝えて出ていく。
- ⑥ トイレの便座には立たない。水を何度も流さない。トイレで遊んでいないか注意する。
- ⑦ 窓から顔や身を乗り出さない。また、下（園庭や道路）の人に声をかけない。
- ⑧ 手洗い場では遊ばない。並んで手洗いをする人が多いので、速やかに手洗いを済ませて、保育室へ戻る。
- ⑨ 椅子に座るときは椅子を傾けたり、揺らしたりせず、姿勢よく腰かける。
- ⑩ 4、5月は特にこまめに人数確認を行う。戸外よりの入室時は保育士同士、確認し合う。
- ⑪ 棚、テレビ等、倒れてこないか安全点検を怠らない。布団を敷くときはそれらの前には敷かない。（遊戯室での午睡も同様）
- ⑫ 手洗い後は水道付近の床が濡れていないか確認し、濡れていた場合はただちに拭く。
- ⑬ 体操などをする場合は棚等を動かし、広いスペースを確保できるような環境設定をする。
- ⑭ 玩具の安全点検をする。（ひび、割れ、ネジの緩み、特に鏡台の椅子、玩具棚の確認）
- ⑮ 2階廊下の玩具ケースは出したり、片づけをしたりする際、他の入れ物に移し替えるなど、安全面に配慮し、子どもの手の届くところには置かない。

**・ 戸外遊び**

- ① すべり台にはすべり板部分から登らない。すべる時は子ども同士で手をつながない。滑る前にきちんと腰を落として座ってからすべる。
- ② すべり台は鬼ごっこで使う子どもがいるので、使用用途を守って遊ぶようにする。
- ③ 未満児が園庭で遊んでいるときは走ったり、ボールで遊んだりすることは控える。
- ④ 砂場、コンクリートなど段差や固く怪我をしそうな場所では、むやみに走ったりすることのないよう、遊びの種類を考えて、子どもに教えていく。
- ⑤ エレメント等、高い遊具などに上る場合は、保育士に声をかける。このような遊具には必ず保育士が側につく。
- ⑥ エレメント等の高い遊具は一定方向に進んで遊び、基本的に後戻りしないほうが安全面では望ましい。
- ⑦ スピカは頭部を中心棒に近づけて乗り、回転させる速度、回転数や定員を子どもたちによく知らせ、乗った後に嘔吐や眩暈（遠心力のため）がないように言い聞かせる。
- ⑧ スピカの周りはある程度、距離をおいて遊ぶ。（回転している間にぶつかってしまうことがあるので）
- ⑨ 遊具に乗っている子どもを押ししたり（子どもが）ふいに声をかけたりしない。
- ⑩ 保育前に遊具点検、園庭整備をする。
- ⑪ 園庭全体が見渡せる位置に保育士が立ち、子ども全体が見えるようにする。

**(4) お迎え、降園時の配慮**

- ① 人数、健康状態、申し送り事項等、延長、通常職員に引き継ぐ。（観察チェックカードにも記入）
- ② 保護者と担任が話をしている時などは、園児を見守る体制を確認する。
- ③ 降園時、担任または延長保育職員が保護者のお迎えを確認し、子どもをお渡しすると共に保護者が登降園表、またはタイムカードに降園時間を記入（打刻）して降園となる。その後、保育室、園庭などで子どもが遊んでいる場合もあるので配慮、言葉かけが必要な時もある。特に保護者同士が話に夢中で、子どもから目を離してしまうこともあり得る。
- ④ 車上荒らしも頻繁に起こるので、事前に保護者へ注意を促す。

**(5) 登園時の配慮**

- ① 保護者よりお子様をお預かりし、保護者に登降園表へ登園時間を記入していただくとともに、降園予定時間を記入していただく。
- ② 子どもの健康状態を的確に観察し、保護者より口頭の連絡事項（ノートを見て確認する場合もある）があれば聞く。
- ③ 薬（「入園のしおり」参照）、書類、提出物などがあつた場合、お預かりする。所定の箱の中に入れておく。なお、薬は与薬依頼に記入してもらい、書類（与薬指示書）と相違がないか、確認してからお預かりする。
- ④ 保育者は一人一人の子どもの“その子の健康な状態”を把握し、“いつもの様子と少し違う”という小さな変化も見逃さない。“いつもと違う”ことに気づいたら保育の配慮、食欲、午睡の様子などに注意する。（戸外遊びをさせてよいか？給食を普通に食べさせてよいか？など）
- ⑤ 受け入れが事務的な観察チェックにならないよう気持ちのよい対応に心を配る。

## (6) 調乳、授乳、離乳食、給食の配慮

- ① 爪は短く切る。長い髪はまとめる。清潔な三角巾、エプロンをつける。手を石鹼で丁寧に洗い、アルコール消毒する。
- ② 乳児をおぶったまま調乳室に入ったり、熱い飲み物が入った容器などを持ったりしない。
- ③ 乳首、哺乳びんは消毒して保管する。(1日1回/煮沸消毒・薬液消毒・電子レンジ消毒)
- ④ 調乳後30分以内に飲ませよう、子どもの状態に合わせて作る。
- ⑤ 冷凍母乳の場合は搾乳の手順、注意事項を十分守って持参するよう保護者に伝える。(看護師ハンドブック参照)
- ⑥ 授乳の際は必ず抱いて飲ませる。
- ⑦ 吐乳傾向、咳き込み、器官の弱い乳児は、吐乳が器官に入り、窒息する危険があるので注意する。
- ⑧ 医師からアレルギーの指示があった場合は、給食職員と十分に連絡を取り合い、献立表、食器、座る場所を保育士間で確認して進める。(「保育所における食物アレルギー対応の手引き」参照)
- ⑨ 気温が高くなってきた場合は、水分補給をこまめにしていく。
- ⑩ 自分で食べ始めたら、使いやすいスプーンを用意し、食器の配置、椅子の高さも留意する。
- ⑪ よだれかけは、ひもで首が締まらないようにつける。
- ⑫ 詰め込みすぎて、窒息、嘔吐しないよう、そばについて見守る。
- ⑬ 着替え、食事、睡眠など快適で安心できる空間を工夫する。

## (7) 沐浴、おむつ交換、睡眠時の配慮

- ① 浴槽から出た子を落とさないよう注意する。(一人で行わない)
- ② シャワーの温度に配慮し、タオルは必ず個人のものを使用する。
- ③ おむつ交換は専用のシートの上で行う。
- ④ 寝返りを打つと危険な場合もあるので、子どもを一人で寝かせない。(職員がその場を離れない)
- ⑤ おむつを取り替えた後は石鹼で手を洗い、アルコール消毒する。
- ⑥ 下痢などの場合、伝染性のものもあるので(ノロウイルス、ロタウイルス)便を素早く処理する。ふき取り布でおおい、菌が蔓延しないようにし、周囲も消毒する。使い捨てマスク、エプロン、手袋を着用する。(常にクラスの在庫を確認する) ※嘔吐・下痢マニュアル参照
- ⑦ 午睡時は採光、室内の温度、湿度、換気に考慮する。
- ⑧ ベッドに寝かせた場合、柵をしっかり閉める。
- ⑨ 敷布団は固いもの、掛布団は軽いものを使う。
- ⑩ 顔の周りにタオル、ガーゼなどのものを置かない。(窒息につながる)
- ⑪ 袖口のすっきりした、襟がじゃまにならない服を着用させる。
- ⑫ 基本的にあおむけで寝かせる。(うつぶせ寝は絶対させない)
- ⑬ 睡眠中も子どもを一人にすることは絶対してはならない。絶えず見守る。(吐乳による窒息、乳幼児突然死症候群(SIDS)に注意する)
- ⑭ ブレスチェックを千葉市保育所看護師ハンドブックにそって行う。

## (8) 雨の日（天候が悪い場合）の配慮

- ① 保育室は静かに遊べるコーナー（時間）、エネルギーを発散して動き回れるコーナー（時間）などを工夫する。
- ② 湿気が多いので室内の換気に注意する。
- ③ 疲れやストレスがたまり、喧嘩が多くなるので、思いを受け止め、気持ちが落ち着くよう関わる。
- ④ 傘立て、コート掛けを始末しやすく、遊びの邪魔にならないように用意しておく。

## (9) 水遊び（プールを使った場合）の配慮

## ① 準備

- ・ 慢性疾患のある園児は保護者に水遊びが可能か事前に確認する。
- ・ 伝染性の疾患にかかっている園児は水遊びを控えてもらうこともある。
- ・ 前日に爪を切り、耳、体を清潔にして、体調に気を付けるよう保護者へ周知する。
- ・ 着替えが手早くできるように家庭で練習してもらおう。衣服、水着は自分で簡単に着替えられるものを家庭にお願いする。
- ・ 救命手当の流れを確認する。（A E Dの位置確認）

## ② 当日

- ・ 実施前の園児の体調を観察し、自分の健康状態も確認する。
- ・ 参加表の参加、不参加、未記入を確認する。
- ・ 実施の気温はおおむね25℃を目安にし、風の強くない日とする。
- ・ 園庭にシートを敷き、プール、腰洗槽、日よけを設置する。足ふきマット、モザイクマット、すのこは適宜用意し、滑らないよう配慮する。また、目隠し用としてラティスを用意する。
- ・ プールの水深は概ね10cm、事前に水質検査を行う。（アクアチェック）
- ・ おもちゃは点検し、飲み込めない大きさのものを取り合いにならない程度用意する。
- ・ プールの大きさにあった園児数を入れる。
- ・ 担当保育士は園児数以上の保育士が担当し、実施中は園児に目を配り、安全に十分注意を払う。
- ・ 保育者自らの健康にも十分注意する。

## ③ 手順

- (ア) 保育室で男女別に水着へ着替える。
- (イ) 準備体操。
- (ウ) 園庭で人数点呼。
- (エ) 心臓あたりを避けてシャワーを浴び、腰洗い槽に浸かる。
- (オ) 水遊び開始～終了。
- (カ) 水着、カラー帽子を脱ぐ。
- (キ) シャワーを浴び、汚れを落とす。
- (ク) 自分のタオルで水を拭いて、保育室で着替える。

## ④ その他

- ・ 持ち物に組、名前を保護者に必ず記入していただく。
- ・ 髪の毛の長い園児は帽子から出ないように、保護者にまとめてもらう。
- ・ 水不足や運営上、自粛する場合もあることを保護者へ伝える。
- ・ 後片付けは保育に支障の出ないように行う。水遊びに参加しない園児は、園庭で保育士の目の届く範囲内で遊ばせる。

## 10. 児童虐待への対応

平成12年11月「児童虐待の防止等に関する法律」が制定施行され、児童福祉施設等による虐待の早期発見や通告の義務など関係機関の積極的な取り組みが求められている。なお、虐待は様々な要因が複雑に絡み合って起こり、要因として次のようなものが考えられる。

### (1) 社会環境上の要因

核家族化、少子化などの進行により親族関係が希薄になり、子育てを身近に観察する機会が乏しくなっている。そういった中、子育てについて相談できず孤立を深めてしまうことが起こり、不安と焦燥感が保護者のストレスを高めて虐待を引き起こす。

### (2) 家庭環境上の要因

夫婦間の葛藤や経済的困窮のため、家族が不安定な状態となり、家庭内のストレスが高まる。また、何らかの事情で長期間にわたって親子が別居状態の生活などの状況により、親として子に対する愛情を感じにくくなったり、離婚・再婚に伴う前の配偶者の子と今の配偶者の子に対して差別的な扱いや、厳しく接したりすることで虐待を引き起こすことにもつながる。

### (3) 保護者に係る要因

子ども時代に虐待の経験がある保護者の中には安定した人間関係・親子関係を保てなくなり、虐待につながる可能性（虐待の世代間連鎖）がある。また、親から得られなくなった感情を子どもに求めたり、愛情を求めたりする子どもに怒りを感じてしまう場合もある。さらに精神的疾患を抱えており、適切な医療ケアを受診していない場合にも虐待につながる場合がある。

### (4) 児童に係る要因

保護者が手のかかる子、育てにくい子と感じてしまうと子どもに対し苛立ったり、怒ったりという否定的感情を抱いてしまう。また、なだめにくい子どもや障害・慢性疾患のある子どもに愛情が持てなくなると否定的態度を取るため、逆谷につながってしまう場合がある。

虐待は次の4つに定義される。

### (1) 身体的虐待

児童の身体に外相が生じる、またはその恐れがある暴行を加えること。

### (2) 性的虐待

児童にわいせつな行為をする、もしくはわいせつな動画などを見せること。または、児童にわいせつな行為をさせる、強いること。

### (3) ネグレクト

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、長時間の放置、保護者としての監護を著しく怠ること。

### (4) 心理的虐待

児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

虐待や援助の必要な保護者の支援は当園だけでは解決することが困難なケースが生じるため、必ず関係機関と連携して対応すること。また、関係機関と情報共有を図る際は、必ず園長と相談し、園長がその窓口を担うこと。

## 11. 乳幼児突然死症候群（SIDS）について

睡眠中に赤ちゃんが死亡する原因には、乳幼児突然死症候群（SIDS : Sudden Infant Death Syndrome）のほか、窒息などによる事故がある。

- ・ SIDSは、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因のわからない病気で、窒息などの事故とは異なる。
- ・ 平成29年には77名の赤ちゃんがSIDSで亡くなっており、乳児期の死亡原因としては第4位である。
- ・ SIDSの予防方法は確立されていないが、以下の3つのポイントを守ることにより、SIDSの発症率が低くなるというデータがある。

### ① 1歳になるまでは、寝かせる時はあおむけに寝かせる。

SIDSは、うつぶせ、あおむけのどちらでも発症するが、寝かせる時にうつぶせに寝かせたときの方がSIDSの発生率が高いということが研究者の調査からわかっている。医学上の理由でうつぶせ寝を勧められている場合以外は、赤ちゃんの顔が見えるあおむけに寝かせなければならない。この取組は、睡眠中の窒息事故を防ぐ上でも有効である。

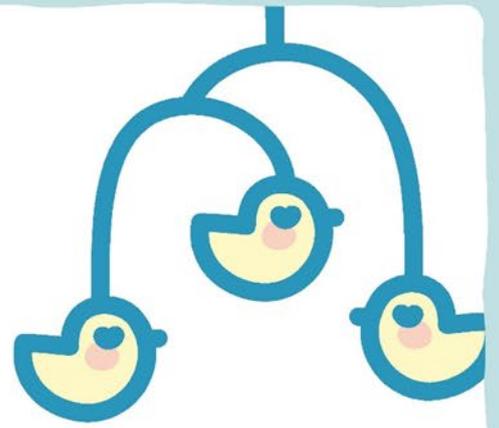
### ② できるだけ母乳で育てる。

母乳育児が赤ちゃんにとっていろいろな点で良いことはよく知られている。母乳で育てられている赤ちゃんの方がSIDSの発生率が低いということが研究者の調査からわかっている。

### ③ たばこをやめましょう

たばこはSIDS発生の大きな危険因子である。妊娠中の喫煙はおなかの赤ちゃんの体重が増えにくくなり、呼吸中枢にも明らかによくない影響を及ぼす。妊婦自身の喫煙はもちろんのこと、妊婦や赤ちゃんのそばでの喫煙はやめるべきである。また、保育者としても施設内での喫煙はもちろんのこと、公共の場での喫煙は控えるべきである。

# 睡眠中の 赤ちゃんの 死亡を減らしましょう



睡眠中に赤ちゃんが死亡する原因には、乳幼児突然死症候群（SIDS: Sudden Infant Death Syndrome）という病気のほか、窒息などによる事故があります。

- SIDSは、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因のわからない病気で、窒息などの事故とは異なります。
- 平成29年には77名の赤ちゃんがSIDSで亡くなっており、乳児期の死亡原因としては第4位となっています。

SIDSの予防方法は確立していませんが、以下の3つのポイントを守ることにより、SIDSの発症率が低くなるというデータがあります。

## 1 1歳になるまでは、寝かせる時はあおむけに寝かせましょう

SIDSは、うつぶせ、あおむけのどちらでも発症しますが、寝かせる時にうつぶせに寝かせたときの方がSIDSの発症率が高いということが研究者の調査からわかっています。医学上の理由でうつぶせ寝を勧められている場合以外は、赤ちゃんの顔が見えるあおむけに寝かせましょう。この取組は、睡眠中の窒息事故を防ぐ上でも有効です。

## 2 できるだけ母乳で育てましょう

母乳育児が赤ちゃんにとっていろいろな点で良いことはよく知られています。母乳で育てられている赤ちゃんの方がSIDSの発症率が低いということが研究者の調査からわかっています。できるだけ母乳育児にトライしましょう。

## 3 たばこをやめましょう

たばこはSIDS発症の大きな危険因子です。妊娠中の喫煙はおなかの赤ちゃんの体重が増えにくくなりますし、呼吸中枢にも明らかによくない影響を及ぼします。妊婦自身の喫煙はもちろんのこと、妊婦や赤ちゃんのそばでの喫煙はやめましょう。これは、身近な人の理解も大切ですので、日頃から喫煙者に協力を求めましょう。



SIDS対策  
強化月間



## 12. 雑則

本規定は平成30年4月1日から実施される。

令和2年4月1日 一部改訂

令和3年4月1日 一部改訂

令和5年10月1日 全面改訂

令和6年4月1日 一部改訂